入札公告

予算決算及び会計令第７４条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

令和元年７月２２日　　支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長　長　正敏

記

１．競争入札に付する事項

（１）件　　名　　北海道労働局円山宿舎解体工事

（２）仕　　様　　仕様書・設計図による

（３）工事期間　　令和元年９月１日（予定）までに着手し、令和元年１２月３１日までに竣工すること。

（４）工事場所　　札幌市中央区北２条西２８丁目４－２０

（５）入札方法　　入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載して提出すること。

なお、本業務に係る入札は、電子調達システムによる入札または紙による事前入札（郵送可）とする。

２．競争入札参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）労働関係法令を遵守していること。

（５）平成３１・３２年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「解体」または「建築一式」でＣ～Ｄ等級に格付けされている者であること。

（６）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険　④国民年金
⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

（７）この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記３（１）に照会すること。

（８）資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。

（９）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(10) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（かし担保特約付き）

を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の１０分の１以上としなければならない。

３．入札書の提出場所等

（１）入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒060-8566　札幌市北区北８条西２丁目　札幌第一合同庁舎９階

北海道労働局総務部総務課　会計第四係　電話 011-700-5451

（２）入札説明会の日時及び場所

実施しない。ただし、事前の現地調査は認めるものとする。

（３）参加申込期限

令和元年８月５日（月）　午後５時１５分

（４）入札書の受領期限及び場所

令和元年８月６日（火）　午前１０時００分

札幌市北区北８条西２丁目札幌第一合同庁舎９階　北海道労働局総務部総務課会計第四係

（５）開札の日時及び場所

令和元年８月６日（火）　午前１０時０５分

札幌市北区北８条西２丁目札幌第一合同庁舎９階　北海道労働局総務部総務課会計第四係

４．電子調達システム（https://www.geps.go.jp）利用の可否

本調達は電子調達システム（GEPS）の利用を可能とする。その場合、以下の点に留意すること。

（１）上記３．（３）の期限までに【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申立書」（様式４）、「誓約書」（様式５）、「自己申告書」（様式６）を PDF 形式で登録すること。

（２）入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

（３）入札書の提出（登録）は上記３．（４）の期限までに行うこと。

（４）紙入札方式による参加を希望する場合は、上記３．（３）までに「入札参加資格確認申請・証明書」（様式３）、「保険料納付に係る申立書」（様式４）、「誓約書」（様式５）、「自己申告書」（様式６）、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」（様式７）を郵送または持参により提出すること。同時に入札書を提出することを可能とする。

５．その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第７７条第１項第２号および第１００条の３第１項第３号に基づき免除とする。

（３）入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官より求められた場合は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を期日までに提出しなければならない。

（４）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しな

かった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

（5）契約書作成の要否

必要である。

（6）落札者の決定方法

本公告に示した工事を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（7）低入札価格調査の実施

当局が定めた予定価格に厚生労働省が定める割合を乗じた額に満たない入札者を落札者とするときは、あらかじめ契約の履行能力等を審査することとし、当該入札者はその調査に応じなければならない。

（8）その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

１　入札に付する事項

（１）件　　名　　北海道労働局円山宿舎解体工事

（２）仕　　様　　別添仕様書および設計図による

（３）工事期間　　令和元年９月１日（予定）までに着手し、令和元年１２月３１日までに竣工すること。

（４）工事場所　　札幌市中央区北２条西２８丁目４－２０

（５）入札方法

①　落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

②　入札者は、工事件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もることとする。

③　入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）労働関係法令を遵守していること。

（５）平成３１・３２年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「解体」または「建築一式」でＣ～Ｄ等級に格付けされている者であること。

（６）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険

④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

（７）この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記３（2）③に照会すること。

（８）資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。

（９）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(10) 本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（かし担保特約付き）を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の１０分の１以上としなければならない。

3　入札書の提出場所等

本調達は電子調達システムにより執行する。ただし、電子入札により難い場合は、紙入札（下記（２）参照）により参加することができる。

（１）電子調達システムによる入札

①　参加申し込み

令和元年８月５日（月）午後５時１５分までに、【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申出書」様式４、「誓約書」様式５、「自己申告書」様式６をPDF形式で登録すること。

②　入札書の提出（登録）

上記①の登録後、順次書面審査を実施し、審査が完了した旨の通知メールが送信され次第、入札書の登録が可能となること。

【電子入札書の提出（登録）期限】

令和元年８月６日（火）午前１０時００分

③　代理人による電子入札

入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

（２）紙による入札

①　参加申し込み

様式３の証明書に「資格審査結果通知書」(写)を添付したもの、及び、「保険料納付に係る申出書」様式４、「誓約書」様式５、「自己申告書」様式６、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」様式７を、令和元年８月５日（月）午後５時１５分までに提出しなければならない。

②　入札書の受領期限

令和元年８月６日（火）午前１０時００分

なお、郵送の場合は受領期限までに到着しているかを、必ず電話により確認すること。

③　紙入札書の提出先、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒060-8566　札幌市北区北８条西２丁目１番１号
札幌第１合同庁舎９階南側
北海道労働局　総務部総務課会計第四係
TEL011-700-5451（直通）　FAX011-700-3179

④　紙入札書の提出方法

入札書は様式１の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官　北海道労働局総務部長と記載）及び「令和元年８月６日開札　北海道労働局円山宿舎解体工事」と記入し、３（２）②の期限までに提出しなければならない。

※様式１の入札くじ番号には任意の数字を３桁で記入すること

⑤　郵便（簡易書留郵便に限る）により提出する場合には二重封筒とし、表封筒に「令和元年８月６日開札　北海道労働局円山宿舎解体工事　入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入のうえ、上記３(２）③宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑥　代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を

含む）をしておくとともに、開札時までに様式２の様式による代理委任状を提出しなければならない。

⑦　入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（３）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（４）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を更正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

４　開札

（１）開札の日時及び場所

日時　令和元年８月６日（火）　午前１０時０５分

場所　札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎９階

北海道労働局総務部総務課会計第四係

（２）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要ではあるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（３）紙による入札の場合

①　開札は、入札者又はその代理人が希望すれば、立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行う。

②　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④　入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（４）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、システム上の再度入札通知書に示す受付締切時刻までに再度の入札を行うものとする。

紙入札者に対しては、再入札の通知を（１）の同日　午前１１時までに案内する。

５　落札者の決定

（１）予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

（３）落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

6　契約書の作成

（1）契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して７日以内に契約を締結するものとする。

（2）契約条項

別添契約書（案）のとおり

7　その他

（1）入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による表示に限る。

（2）支払い条件

別添契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から４０日以内に契約金額を支払う。

（様式　１）

入　　札　　書

（契約事項）　北海道労働局円山宿舎解体工事

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金　額									

上記のとおり入札説明書並びに契約条項等を承諾のうえ入札します。

入札くじ番号

令和　　年　　月　　日

住　所
（入札者）
氏　名　　㊞

住　所
（代理人）
氏　名　　㊞

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長　殿

注１．代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。
注２．金額の前に「￥」記号を付すること。
注３．入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（様式　２）

令和　　年　　月　　日

委　任　状

支出負担行為担当官
　北海道労働局総務部長　殿

（住　　所）
（商号又は名称）
（代 表 者 氏 名）

私は、　（住　所）
　　（氏　名）

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

令和　　年　　月　　日
次の入札に関する一切の件。

　北海道労働局円山宿舎解体工事

（様式　３）

入札参加資格確認申請・証明書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官　北海道労働局総務部長　殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、北海道労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

１　調達案件名称　　北海道労働局円山宿舎解体工事
２　開　札　日　　令和元年８月６日（火）
３　履 行 期 限　　令和元年１２月３１日（火）
４　添 付 書 類　　資格審査結果通知書（写）

（入札者）
所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名　　印

（様式　４）

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　北海道労働局総務部長　殿

住所	
名称	
代表者	㊞

（様式　５）

誓 約 書

□ 私
□ 当社
は、下記１及び２に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１ 契約相手方として不適当な者
（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
（２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
（５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者
（１）暴力的な要求行為を行う者
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官
　北海道労働局総務部長　　殿

　令和　　年　　月　　日

所在地
商号又は名称
代表者名　　㊞

（様式　６）

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。
なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
２　過去１年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
３　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
４　前記１から３について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長　　殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

※紙入札で参加する場合に提出する様式。

（様式　7）

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　北海道労働局総務部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加せず、紙入札方式での参加をいたします。

記

１　入札案件名　　北海道労働局円山宿舎解体工事

２　紙入札方式で参加をする理由
□　利用登録の申請をしていないため
□　利用登録の申請中だが、手続きが遅れているため
□　経費等のため
□　その他（　　）

建設工事請負契約書

１　工　事　名　　北海道労働局円山宿舎解体工事
２　工 事 場 所　　札幌市中央区北２条西２８丁目４－２０
３　工　　期　　自　　令和元年　９月　１日（予定）
　　至　　令和元年１２月３１日

４　請負代金額　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）　　円
５　契約保証金　免除とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
５　この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
７　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成４年法律第５１号)に定めるものとする。
９　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。
10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
12　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）
第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）
第３条　受注者は、この契約締結後１４日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
２　内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
３　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）
第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。
２　前項の場合において、保証金額は、請負代金額の１０分の１以上としなければならない。
３　請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）
第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第１３条第２項の規定による検査に合格したもの及び第３７条第３項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）
第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
　なお、やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。
２　再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

（下請負人の通知）
第７条　発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第７条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法(昭和２４年法律第１００号)第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
一　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出
二　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出
三　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出
２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区別に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
一　受注者と直接下請契約を締結する下請負人　次のいずれにも該当する場合
イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
二　前号に掲げる下請負人以外の下請負人　次のいずれかに該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該機関を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

３　受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　社会保険等未加入建設業者が前項第１号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の１０分の１に相当する額

二　社会保険等未加入建設業者が前項第２号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の１００分の５に相当する額

（特許権等の使用）

第８条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第９条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

６　発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第１０条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更し

たときも同様とする。
一　現場代理人
二　主任技術者
三　専門技術者（建築業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）
２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第１２条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
３　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
４　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
５　現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）
第１１条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）
第１２条　発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
２　発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。
４　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）
第１３条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
２　受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
３　監督員は、受注者からの前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
４　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
５　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第１４条　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

３　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があった時は、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

４　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

５　前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第１５条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第２項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

６　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

８　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

９　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図面に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第１６条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件も含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第１７条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要に応じて工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　監督員は、受注者が第１３条第２項又は第１４条第１項から第３項までの規定に違反した疑いがあるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

３　前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第１８条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三　設計図書の表示が明確でないこと。

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を支持する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるとき

は、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
二　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者が行う。
三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）
第１９条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）
第２０条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）
第２１条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）
第２２条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
２　発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

３　発注者は前２項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第２３条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第２１条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第２４条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第２５条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の１０００分の１５を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

　ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。

５　特別な要因により工期内に必要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

６　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

８　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、

発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第２６条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、措置した内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第２７条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第２９条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第５１条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２８条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第４８条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

（不可抗力による損害）

第２９条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第４８条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第１３条第２項、第１４条第１項若しくは第２項又は第３７条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）

及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一　工事目的物に関する損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二　工事材料に関する損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第３０条　発注者は、第８条、第１５条、第１７条から第２２条まで、第２５条から第２７条まで、前条又は第３３条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第３１条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前５項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第３２条　受注者は、前条第２項（同条第６項後段の規定により適用される場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第３３条　発注者は、第３１条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第３４条　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１０分の４以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

３　受注者は、第１項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の１０分の２以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

４　第２項の規定は、前項の場合について準用する。

５　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の１０分の４（第３項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６）から受領済みの前払金額（中間前払い金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第３６条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第２項の規定を準用する。

６　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の１０分の５（第３項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。

７　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から３０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

８　発注者は、受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に対して請求することができる。

（保証契約の変更）
第３５条　受注者は、前条第５項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
２　受注者は、前条に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
３　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）
第３６条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）
第３７条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第１３条第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の１０分の９以内の額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中１回を超えることができない。
２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１４日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から１４日以内に部分払金を支払わなければならない。
６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／１０－前払金額／請負代金額）

（部分引渡し）
第３８条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第３１条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第５項及び第３２条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
２　前項の規定により準用される第３２条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第３２条第１項の請求を受けた日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

（第三者による代理受領）

第３９条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第３２条（第３８条において準用する場合を含む。）又は第３７条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払いに対する工事中止）

第４０条　受注者は、発注者が第３４条、第３７条又は第３８条において準用される第３２条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第４１条　発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

２　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第３１条第４項又は第５項（第３８条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から２年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は１０年とする。

３　発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

４　発注者は、工事目的物が第１項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第２項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から６月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

５　第１項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第４２条　受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、第３２条第２項（第３８条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅

延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第４３条　第４条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一　請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二　工事完成債務

三　瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

四　解除権

五　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第２８条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第４４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二　その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

三　第１０条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

四　第３号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五　第４６条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七　受注者が提出した保険料納付に係る申立書に虚偽の内容が認められたとき。

八　受注者が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

九　受注者またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

十　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１３項若しくは第１６項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

十一　受注者又は受注者の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

十二　第２項の規定による報告を行わなかったとき。

２　受注者は、第１項第８号乃至第１１号の事実（再委託に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。また、受注者は本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第７条の２第１３項又は第１６項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第４４条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の１０分１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前条の規定によりこの契約が解除された場合

二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により専任された破産管財人

二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

三　受注者について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３　第一項の場合（前条第６号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第４４条の３　受注者は本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部

又は、一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の１００分の１０に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第６６条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１３項又は第１６条の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　受注者又は受注者の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第４４条の４　受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の任意解除権）

第４５条　発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第４６条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　第１９条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

二　第２０条の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第４７条　発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第３４条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第３７条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第４４条の規定又は第４４条の２第２項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の利息を付した額を、解除が前２条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６　受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

７　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第４４条又は第４４条の２第２項の規定によるときは発注者が定め、前２条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第４８条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（法令遵守）

第４９条　受注者は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。

（あっせん又は調停）

第５０条　この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工

事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第１２条第３項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により受注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第５１条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第５２条　この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第５３条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

上記契約締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住　所　　札幌市北区北８条西２丁目１－１

氏　名　支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長　長　正敏

受注者　住　所

氏　名

仕様書

1　工事概要

（１）工事名　　北海道労働局円山宿舎解体工事

（２）工事場所　　札幌市中央区北２条西２８丁目４－２０

（３）履行期限　　令和元年９月１日（予定）までに着手し、令和元年１２月３１日までに竣工すること

（４）詳細仕様　　設計図のとおり

2　一般事項

（１）本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。

（２）請負者は、着工前に実施工程を作成し、監督員に提出のうえ、その承諾を受けた後で施工する。

（３）本工事は、設計図書により監督員の指示に基づき厳正に施工する。なお、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは監督員の指示に従い施工する。

（４）設計図書の誤謬・疑問のある場合、または明記がないなど工事詳細の不明な点は、協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工してはならない。

（５）別途指示する書類等については、速やかに提出すること。

（６）工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は請負者の負担とする。（解体面積合計が８０㎡以上となる場合は、建設リサイクル法に基づく届出が必要となること）

（７）請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。（契約書第６条関係）やむを得ず再委託する場合には、事前に監督員に協議し、その承認を受けなければならない。

　また、再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

　なお、再委託に係る協議をする場合には、「委託する相手方の商号又は名称及び住所」「委託する相手方の業務の範囲」「委託を行う合理的理由」「委託する相手方が、委託される業務を履行する能力」「契約金額」を記載した書面を提出するものとし、必要に応じて求められる事項についても明らかにすること。

（８）工事に伴う発生材は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は監督員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理すること。

（９）資材置き場については、監督員と打ち合わせのうえ場所を定めること。

(10) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、竣工後提出すること。

３　提出書類

（１）契約書・・・落札後すみやかに

（２）工事工程表・・・着工前

（３）労災保険関係成立の証・・・着工後速やかに

（４）公共工事履行保証証券・・・落札後、契約締結までに

（５）工事着手および現場代理人届・・・着工後速やかに

（６）工事写真・・・工事完了後速やかに

（７）竣工届・・・工事完了後速やかに

（８）完成図書・・・完成検査時

※落札価格によっては、工事の履行能力等の確認に必要な書類を提出しなければならない場合があること。

４　競争入札参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）労働関係法令を遵守していること。

（５）平成３１・３２年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「解体」または「建築一式」でＣ～Ｄ等級に格付けされている者であること。

（６）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

（７）この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記５に照会すること。

（８）資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。

（９）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（10）本契約の履行を保証する「公共工事履行保証証券」（履行ボンド）による保証（かし担保特約２年付き）を付することができること。この場合、保証金額は請負代金の１０分の１以上としなければならない。

５　入札、仕様書、設計図に関する問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課会計第四係　担当：佐々木・唐木田　℡011-700-5451（直通）

北海道労働局円山宿舎解体工事

令和元年度

北海道労働局総務部

図 面 目 録

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	図面目録・工事内容表				
A-02	解体特記仕様書（その１）				
A-03	解体特記仕様書（その２）				
A-04	案内図・配置図				
A-05	求積図・面積表				
A-06	仕上表				
A-07	平面図・屋根伏図				
A-08	立面図・天井伏図				
A-09	平面詳細図				
A-10	矩計図				
A-11	階段詳細図				
A-12	建具表－１				
A-13	建具表－２				
A-14	床伏図・小屋伏図				
A-15	部分詳細図				
A-16	基礎伏図・スラブ伏図・基礎リスト				
A-17	軸組図				
A-18	梁・スラブ・壁リスト				
A-19	物置　平面図・立面図・伏図・仕上表				
A-20	外構図（解体前・解体後）				
A-21	外構詳細図（解体前）				
A-22	仮設計画図（参考図）				
A-23	外壁アスベスト・仮設計画図（参考図）				
E-01	電気設備　案内図・配置図				
E-02	撤去　数量一覧表				
E-03	電気設備　平面図				
M-01	機械設備　案内図・配置図・屋外配管図ほか				
M-02	機械設備　平面図				

工 事 内 容 表

工種	工事内容	工種	工事内容
1）北海道労働局円山宿舎	1．宿舎のとりこわしを行う（電気・機械設備含む）		
	※宿舎外壁塗装（下地調整塗材）のアスベスト除去を行う		
	2．物置のとりこわしを行う		
	3．雑工作物（防雪フェンス）のとりこわしを行う		
	4．樹木の伐採抜根を行う		
	5．屋外機械設備のとりこわしを行う		
	6．囲障を新設する		

北海道労働局円山宿舎解体工事	
図面目録・工事内容表	A-01
北海道労働局総務部	

北海道労働局円山宿舎解体工事　　解 体 工 事 仕 様 書

Ⅰ 工 事 概 要

1．工事場所　札幌市中央区北2条西28丁目4－20

2．敷地面積　264,46m2

3．工事種目

1）宿舎	鉄筋コンクリート造2階建	延べ面積	234,90m2	とりこわし１棟
2）物置	軽量鉄骨プレハブ造平家建	延べ面積	2,16m2	とりこわし2棟
3）雑工作物	イ）防雪フェンス			とりこわし一式
4）樹木				伐採抜根一式
5）屋外機械設備				とりこわし一式
6）囲障				新設一式

Ⅱ 建築解体工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成３１年版）」（以下「標準仕様書」という）、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成３１年版）」（以下「改修標準仕様書」という）、「建築物解体工事共通仕様書　平成３１年版」（以下「解体共通仕様書」という）による。

（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの事特記仕様書を適用する。

2．特記仕様

（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、○印の付いたものを適用する。
　○の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　○印と※印の付いた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の【　】、（　）、〈　〉内表示番号は、それぞれ「解体共通仕様書」、「標準仕様書」及び「改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）Ⓖ印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２５年２月閣議決定）」に定める判断の基準を満たす物品を示す。

章	項　目	特 記 事 項

1 一般共通事項

① 適用基準類

⊙工事写真の撮り方　建築編　　（平成30年版）
・建築工事標準詳細図　　（平成28年版）
・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　　（平成31年版）
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　　（平成31年版）

国土交通省大臣官房官庁営繕部
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

② 工事実績情報の登録

※適用する　【1．1．4】

3 電気保安技術者

電気保安技術者　【1．3．3】
　※適用する

④ 施工条件

施工時間　【1．3．5】

指定工種	施工可能時間帯	備考
⊙全ての工種	平日　原則9：00～17：00	日祭日、早朝、夜間は工事不可とする。上記以外は監督職員との協議による

駐務者　・有　⊙無
部位別の施工順序　・図示　・
工事用車両の駐車場所　※図示　・監督職員との協議による　⊙請負者で確保のこと
資機材置場　※図示　⊙監督職員との協議による
条件明示事項　・

交通誘導警備員　※別途（必要により監督職員と協議する）
⊙適用　（　75　）人日配置する

⑤ 施工中の安全確保及び環境保全等

【1．3．6】

請負者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。

（1）　労働者の安全衛生教育の徹底を行う。
（2）　工事現場の安全パトロールの励行を行う。
（3）　建設機械器具などの危害防止措置の徹底を行う。
（4）　第三者に災害を及ぼしてはならない。
（5）　公害防止に努める。
（6）　公道の汚染防止に努める。
（7）　善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の恐れがある場合の処置は、監督職員と協議する。

⑥ 交通安全管理

【1．3．7】

請負者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。

（1）　工事着工するに当たり、出来るだけ速やかに施工中の交通安全管理計画を策定し監督職員に提出する。
　なお、計画の策定は資材搬出入運行路線、点検体制・その他車両運行に係わる安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。
（2）　常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜監督職員に報告する。
（3）　工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により監督職員に報告する。
（4）　運搬には許可業者を選定し、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。
（5）　建設機械（ブルドーザー、バックホウ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音、低振動型の車両を使用すること。

⑦ 建設副産物対策

（a）　請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象になった場合は、次の項目に掲げた事項について措置を講ずること。
（1）　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を厳守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。
（2）　工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督職員に説明の上提出するとともに、特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、実施書によりその実施状況を報告すること。
（3）　本法律の対象になった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。

⑧ 発生材の処理

【1．3．10】

1）引渡しを要するもの
　・金属類
　・ＰＣＢを含む機器類（　　）
　・ＰＣＢ含有シーリング材
　　使用箇所（　　）
　＊金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。
　　金属類は、構内指定場所に集積のこと。集積場所については監督職員との協議による。

2）現場において再利用を図るもの
　　建設汚泥　　再利用の方法（　　）

⑨ 施工調査

【1．4．1】

工事着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行い、調査は、3章「解体施工」以降の各章による施工調査の調査事項を含めるものとする。

⑩ 技能士

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	⊙とび作業
建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業
内装改修工事	建築大工	・大工工事作業
	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
	内装仕上施工	・プラスチック系床仕上工事作業　・カーペット系床仕上作業 ・ボード仕上工事作業
	表装	・壁装作業
	左官	・左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	・造園工事作業

⑪ 完成時の提出図書

※完成図（施工図・施工計画書を除く）　提出部数　A3製本（3部）
（解体後の設置する工作物や排水設備等の残存物がある場合に限る）
⊙施工図　⊙施工計画書　⊙マニフェスト

※保全に関する資料（提出部数　※各2部　・　部）

※ＣＡＤデータ（※ＣＤ－Ｒ（ＵＳＢメモリ）　・ＭＯ又はＦＤ）
　保存（ファイル）形式は、ＤＷＧ、ＤＸＦ、ＰＤＦとする。

⑫ 工事写真

次のものを監督職員に提出する
　下表の焼き付け　2部（監督職員の指示により製本する。原板及び原板からスキャニングした電子データとも）

部　位		撮影箇所数	分類・規格	原板の大きさ　(mm)
外 部	工事着手前		カラー	100×125以上
	完成後		キャビネ版	
			カラーパネル、全紙版	
内 部	工事着手前		カラー	
	完成後		キャビネ版	
外 部 内 部			・電子データ	200万画素以上 300万ｂｐｉ以上

　工事着手前の撮影箇所については、監督職員と協議する。
撮影業者　建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者とする。
電子データ　ＲＧＢ（フルカラー）、ＪＰＥＧ形式最高画質とし、ＣＤ－Ｒにて提出とする。
工事写真は、アルバムに整理し張り付けて提出する。

工事写真の整備
　・電子媒体による整備の場合は営繕工事電子納品要領　　（平成２４年版）
　　による
　⊙上記以外（通常プリントにて同じアングルで撮影し、アルバムにて納品のこと）

2 仮設工事

① 仮囲い

【2．2．1】

　＊図示（　成形鋼板Ｈ＝3,000、仮囲い防音パネルＨ＝3,000　）
　・設けない

② 騒音・粉塵等対策

　＊設ける（適用範囲、高さ等は図示）
　　⊙防音パネル　⊙防音シート　・養生シート　・メッシュ金網
　・設けない

③ 足場その他

【2．2．2】

内部足場
　※きゃたつ、足場板等　・

外部足場
　種類　※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種
　防護シートによる養生
　　・行う

材料、搬去材等の運搬方法
　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種

　枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成２１年４月）により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

④ 監督職員事務所

【2．3．1】

　※設ける（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による）
　⊙設けない

⑤ 工事用水

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⑥ 工事用電力

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

3 解体施工

① 事前措置

【3．2．1】

（1）　特別管理産業廃棄物がある場合は、5章「特別管理産業廃棄物の処理」及び6章「アスベスト含有建材の除去及び処理」又は7章「特殊な建設副産物の処理」による除去及び回収を行う。
（2）　建築物等の解体に先立ち、各種設備の供給が停止していることを確認すること。
（3）　ガス管は、供給者と協議の上、処理すること。
（4）　給水管は、給水本管の分水部分を閉止し、水道事業者及び道路管理者と協議の上処理すること。
（5）　引き込み電気は、施設管理者と打合せの上、処理すること。
（6）　電話線の処理は、施設管理者と打合せの上、通信事業者に依頼すること。
（7）　排水管・排水樋類、浄化槽・衛生陶器類は、汚物の抜取り及び次により洗浄・消毒を行うこと。
（8）　発生残油の処理については、処分先を確認の上、適切に処理すること。

② 解体方法等

【3．3．2】

原則分別解体を行うこととし、解体手順及び方法は下表による。
ただし、解体施工の技術上これより難い場合は、手順を変更し、監督職員に報告する。

	工種	作業内容	分別解体の方法
⊙解体工事	1．建築設備、内装材等	建築設備、内装材の取り外し	手作業
	2．屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	手作業・機械作業の併用
	3．外装材、上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し	手作業・機械作業の併用
	4．基礎、基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの取り壊し	手作業・機械作業の併用
	5．構内舗装等	構内舗装等の取り壊し	手作業・機械作業の併用
	6．地下埋設物、埋設配管	地下埋設物、埋設配管の取り壊し	手作業・機械作業の併用
	7．その他 （　　）	その他の取り壊し	手作業・機械作業の併用

⊙図示していない家具、什器類等があった場合は監督職員と協議の上処分する。

手作業・機械作業を併用する範囲
　＊図示
手作業・機械作業を併用する理由
建築設備の取り外し　（　　）
内装材等の取り外し　（　　）
屋根ふき材の取り外し（　　）

③ 基礎等の解体

【3．9．1】【3．11．1】

（1）建築物、工作物等の土中解体範囲
　　⊙図面に指定がない場合は、基礎捨てコンクリート（砂利地業を除く）までとする。
　・（　　）
（2）建築物解体に伴う埋設物（排水管・桝・電線管・給水管等）の解体範囲
　　＊図面に指定がない場合は、建物周囲とする。
　　⊙（敷地内の埋設物等は全て撤去する　　）
（3）敷地内の地下埋設物調査
　　範囲
　　＊図示　・
　　建物解体後、巾1ｍ程度、深さ1ｍ程度を掘削し、地中埋設物の有無を確認後、掘削部全体を写真撮影し監督職員に報告すること。
　　掘削後は埋戻しを行うこと。

4 杭の解体

【3．9．2】

杭の解体の有無
　＊無　　・有（撤去範囲：　＊図示　・　　）
解体方法
　＊引き抜き工法　　・破砕
杭の解体後は、地盤の安定性を維持するため山砂等の充填材を充填すること。
図面記載以外の埋設物（杭等）があった場合は監督職員と協議すること。

4 建設廃棄物の処理

⑤ 樹木等の処理

【3．10．1】

樹木等の処理
　＊伐採抜根
　・移植　（移植場所：　・図示　　＊監督職員の指示による）

⑥ 整地・埋戻し・盛土

【3．12．1】

解体後の埋戻し及び盛土
　埋戻し及び盛土の材料
　種別　⊙Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種
　　Ｃ種の場合
　　建設発生土受入れ量（　　）m^3
　　発生場所（　　）

整地の高さ
　⊗現状ＧＬ　・図示　　・埋戻し後の残土は構内敷き均しとする

7 建築設備の解体

　オイルタンク、オイルサービスタンクは洗浄・中和し、洗浄水・ステッジは廃油として処理すること。

⑧ 防護柵

材種
　＊鋼製（　単管　）　・木製（　　）
高さ
　＊図示（　Ｈ＝1,000　）
控え柱
　＊有　　・無
単管の場合は脚部をクランプで保護すること。

⑨ 管理看板

材種
　＊アルミ複合板（フレーム：鋼製）
形状寸法
　＊図示（　Ｗ1,000×Ｈ600　）

① 再資源化等

【4．4．1】

⊙再生資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種類	受入施設名	処理数量	所在地、距離（km）
コンクリート（有筋）	（株）松原産業	401,0ｔ	札幌市白石区川下2111-3 （12,7）
コンクリート（無筋）	（株）松原産業	9,9ｔ	札幌市白石区川下2111-3 （12,7）
アスファルトコンクリート	世紀東急工業（株）	1,1ｔ	札幌市西区発寒16条12丁目1-27 （6,9）
建設発生木材	城東運輸（株）	11,1ｔ	札幌市北区篠路町拓北6-692 （16,5）
			（　）

※その他発生材の種類は下記から選択する。

廃石膏ボード
廃プラスチック類
コンクリートくず
金属くず
汚泥
紙くず
廃油（Ａ重油）
ガラスくず及び陶磁器くず
がれき類
ゴムくず
木くず
木くず（抜根抜根）
繊維くず
混合くず
アスベスト成形板
木毛板
アスファルト防水
セラミックブロック
タタミ
小型電池
蛍光ランプ・ＨＩＤランプ
硬質塩化ビニル管・継手
配管用グラスウール

⊙その他の発生材

種類	再資源化処理数量	処理施設の名称	所在地、距離（km）	中間	最終
がれき類（コンクリートブロック）	⊙する・しない 0,8ｔ	（株）松原産業	札幌市白石区川下2111-3 （12,7）	⊙	・
廃プラスチック類	⊙する・しない 1,5ｔ	札幌第一清掃（株）	札幌市西区発寒13条12丁目1-1 （6,5）	⊙	・
スタイロフォーム	⊙する・しない 0,2ｔ	札幌第一清掃（株）	札幌市西区発寒13条12丁目1-1 （6,5）	⊙	・
金属くず	⊙する・しない 3,5ｔ	（株）マテック	札幌市西区発寒12条13丁目1020-273 （6,9）	⊙	・
ガラス及び陶磁器くず	・する⊙しない 3,2ｔ	（株）アールアンドイー	北広島市大曲工業団地4-4-1 （20,0）	・	⊙
繊維くず	・する⊙しない 1,5ｔ	発寒破砕工場	札幌市西区発寒15条14丁目 （7,9）	・	⊙
廃石膏ボード	・する⊙しない 3,2ｔ	山口処理場	札幌市手稲区手稲山口364 （15,5）	・	⊙
木毛セメント板	・する⊙しない 0,1ｔ	（株）アールアンドイー	北広島市大曲工業団地4-4-1 （20,0）	・	⊙
アスファルトルーフィング	・する⊙しない 0,4ｔ	（株）協和環境サービス	江別市江別太420 （28,8）	・	⊙
混合くず（管理型）	⊙する・しない 0,4ｔ	札幌第一清掃（株）	札幌市西区発寒13条12丁目1-1 （6,5）	⊙	・
木くず（伐採抜根）	⊙する・しない 3,4ｔ	城東運輸（株）	札幌市北区篠路町拓北6-692 （16,5）	⊙	・
アスベスト成形板（ブル、スレート円筒）	・する⊙しない 0,3ｔ	（株）アールアンドイー	北広島市大曲工業団地4-4-1 （20,0）	・	⊙
アスベスト成形板（下地調整塗材）	・する⊙しない 1,2ｔ	角山開発（株）	江別市角山425-14 （18,7）	・	⊙
蛍光管類	⊙する・しない 0,1ｔ	北清企業（株）	札幌市東区北丘珠3条4丁目1-5 （13,0）	⊙	・
硬質塩化ビニル管	⊙する・しない 0,1ｔ	札幌第一清掃（株）	札幌市西区発寒13条12丁目1-1 （6,5）	⊙	・
	・する・しない		（　）	・	・
	・する・しない		（　）	・	・

※受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。

2 処理に注意を要する建設廃棄物

【4．5．1】

種類	受入施設名	所在地、距離（km）
ＣＣＡ処理木材		（　）
ひ素・カドミウム含有石膏ボード		（　）
		（　）

「対象となる石膏ボード」
　小名浜古野石膏（株）いわき工場　　昭和48年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
　日東石膏ボード（株）八戸工場　　平成4年10月～平成9年4月の間に製造されたもの

北海道労働局円山宿舎解体工事	
解体特記仕様書（その１）	A-02
北海道労働局総務部	

5 特別管理産業廃棄物の処理

1 施工調査 【5．1．2】

特別管理産業廃棄物等の分析調査は下記による。
なお、廃石綿等の処理は、6章「アスベスト含有建材の除去等」による。

材料名	仕様等（型式、厚さ、数量）	調査の範囲
		＊図示 ・工事対象範囲

2 特別管理産業廃棄物の処理等 【5．4．1】

ＰＣＢ含有機器類等はＰＣＢの飛散、流出等がないように適切な容器に収めること。

・同一敷地内に保管
　保管場所：
　運搬方法
　　＊施工業者による運搬
　　・施設管理者による運搬

・敷地外に保管
　保管場所：　　（　　）km
　運搬方法
　　＊ＰＣＢ運搬許可業者
　　・施工業者（施設管理者を同乗）が運搬
　　・その他（　　）

・PCB（ポリ塩化ビフェニール）含有機器　・有（数量は図示）　・無

・PCB含有シーリング材　・有（施工範囲は図示）　・無

種類	再資源化、処理数量	処理施設の名称	所在地、距離（km）	中間	最終
廃石綿	・する・しない		（　）	・	・
廃油	・する・しない		（　）	・	・
臭化リチウム水溶液等	・する・しない		（　）	・	・
鉛蓄電池	・する・しない		（　）	・	・
アルカリ蓄電池	・する・しない		（　）	・	・
	・する・しない		（　）	・	・

6 アスベスト含有建材の除去及び処理

① 施工調査 【6．1．2】

アスベスト含有建材の施工調査は下記による。
なお、施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

施工調査
・行わない
＊行う　（調査結果は図面等に記録し、監督職員に提出すること）

調査箇所
　＊図示　　・（　　）

調査事項
　＊アスベスト含有建材等の使用部位
　＊アスベスト含有建材等の種類、厚さ
　＊施工範囲と工事範囲区分
　＊廃棄物など搬出方法

・分析によるアスベスト含有建材の調査

分析対象
　アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、
　クロシドライト、トレモライト

分析方法
　※　JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。
　・

分析結果については、監督職員に報告すること。

材　料　名	定 性 分 析	定 量 分 析
	・（試料数：　）	・（試料数：　）
	・（試料数：　）	・（試料数：　）
	・（試料数：　）	・（試料数：　）

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
採取箇所は図示

② アスベスト粉じん濃度測定 【6．1．3】

アスベスト粉じん濃度測定
・行わない
＊行う　（測定する時期、場所等は下表による）

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測 定 点（各施工箇所ごと）
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・各1点　・各2点・各3点
・	測定2		調査対象室外部の付近	・計1点　・計2点
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・各1点　・各2点・各3点
			セキュリティゾーン入口	⊙各1点
⊙	測定4		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置 ⊙各1点　・各2点
⊙	測定5		処理作業室外（敷地境界）	⊙計1点　・4方向各1点
⊙	測定6	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・各1点 ⊙各2点
・	測定7	処理作業後シート撤去後1週間以降	処理作業室内	・各1点　・各2点・各3点
・	測定8		調査対象室外部の付近	・計1点　・計2点
⊙	測定9	足場壁繋ぎアンカー	直近風下（アカー作業時）	⊙計1点

測定方法

	測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定5
メンブレンフィルタ直径（mm）	25	25	47
試料の吸引流量（l/min）	・1　・	・5　・	・10・
試料の吸引時間（min）	・5　・	・120・	・240・

③ 除去工事共通事項

（1）専門工事業者 【6．2．1】
アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を提出すること。

（2）石綿作業主任者 【6．2．2】
アスベスト含有建材の除去にあたっては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づき選定すること。
なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技術講習修了者、又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。

（3）除去作業者 【6．2．3】
アスベスト含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という）は、石綿障害予防規則に基づく特別教育を受けた者とする。
また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。

（4）特別管理産業廃棄物管理責任者
受注者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し、監督職員に報告する。
なお、選任は元請業者の中で行うこと（ただしアスベスト含有成形板の処理工事を除く）

（5）表示及び掲示 【6．2．5】
「建築物の解体等の作業に関するお知らせ」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。
施工範囲の出入口に「アスベスト作業主任者名と職務の内容、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、アスベスト作業中等」の表示を行う。

「建築物の解体等の作業に関するお知らせ」看板
　・吹き付け等届出対象の場合
　⊙成形板等の届出の必要がない場合
　・アスベスト含有建材を使用していない場合

（6）保護具・保護衣等 【6．2．7】
除去作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともに、保護衣はアスベストの浸透がない材質及び構造のものとし、使用ごとに廃棄する。
また、作業衣はアスベストが付着しにくく、付着したアスベストが容易に除去できるものとする。

（7）除去したアスベスト等の保管及び運搬
除去したアスベスト含有建材を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止措置を講ずる。
また、保管場所には、アスベスト等の保管場所であることの表示を行う。

（8）確認及び後片付け
除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃する。また、監督職員の立会の上で、除去が十分行われていることを目視確認を受ける。

4 アスベスト含有吹付け材の除去 【6．3．1】

アスベスト含有吹き付け材の除去工事
　・　行う　（適用範囲　・図示　　・　　）
　・　行わない

作業場等の隔離等
　※　作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により飛散防止をすること。

隔離シートの性能

※　床面	※　0.15mm以上のプラスチックシート等で二重
※　壁面	※　0.08mm以上のプラスチックシート等

　ただし、（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には 監督員の承諾を得ること。

セキュリティーゾーンの設置
　※　下表による

適用	室名	状態	
※	更衣室		※　更衣ロッカー　※　新品の保護具 ※　呼吸用保護具保管箱　※　洗顔、うがい設備 ・
※	洗浄室	負圧	※　エアシャワー（温水シャワー） ・
※	前室	負圧	・　高性能真空掃除機 ・　使用済み保護衣保管かご

　ただし、（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には 監督員の承諾を得ること。

・アスベスト含有吹付け材の除去
　除去対象範囲　※図示
　　除去工法　※改修標準仕様書9.1.3(b)(1)～(4)による　・図示
　除去したアスベスト含有吹付け材等の処理
　　※密封処理　＊湿潤化　・セメント固化

5 アスベスト含有保温材等の除去 【6．4．1】

アスベスト含有保温材の除去工事
　・　行う　（適用範囲　・図示　　・　　）
　・　行わない

養生等
　※　養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。

掻き落とし、破砕、切断による除去方法
　※　行わない
　・　行う→この場合は改修標仕(9.1.3)「アスベスト含有吹き付け材の除去」によること。

除去工法
　※　粉じん飛散抑制剤などにより湿潤化したあとに、手ばらしによること。
　※　除去物については改修標仕(9.1.3(b))により、密封処理とする。

⑥ アスベスト含有成形板の処理 【6．5．1】

アスベスト含有成形板の除去工事
　⊙　行う　（適用範囲　⊙図示　　・　　）
　・　行わない

養生
　※　作業場は、養生シート等を用いて区画する。

除去工法
　※　作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。
　※　やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した 状態で行うこと。
　※　除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破砕されたアスベスト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。

外壁下地調整塗材の除去
　⊙養生は図示による。

作業場等の隔離等
　※　作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により 飛散防止をすること。

隔離シートの性能

※　床面	※　0.15mm以上のプラスチックシート等で二重
※　壁面	※　0.08mm以上のプラスチックシート等

　ただし、（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には 監督員の承諾を得ること。

セキュリティーゾーンの設置
　※　下表による

適用	室名	状態	
※	更衣室		※　更衣ロッカー　※　新品の保護具 ※　呼吸用保護具保管箱　※　洗顔、うがい設備 ・
※	洗浄室	負圧	※　エアシャワー（温水シャワー） ・
※	前室	負圧	・　高性能真空掃除機 ・　使用済み保護衣保管かご

　ただし、（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書（以下、「審査証明書」という。）を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には 監督員の承諾を得ること。

7 特殊な建設副産物の処理

1 施工調査 【7．1．3】

特殊な建設副産物の施工調査は下記による。
なお、施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

（1）　使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

2 保管 【7．2．1】

原則敷地内に保管しないこととし、搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、種類を表示し雨水の掛からない場所とする。

3 特殊な建設副産物の回収及び処分 【7．3．1】

種類	対象機器名	回収業者又は処分業者の名称	所在地、距離（km）
フロン			（　）
ハロン			（　）
イオン化式感知器			（　）
六ふっ化硫黄ガス			（　）
PFOS			（　）
			（　）

北海道労働局円山宿舎解体工事	
解体特記仕様書（その2）	A-03
北海道労働局総務部	

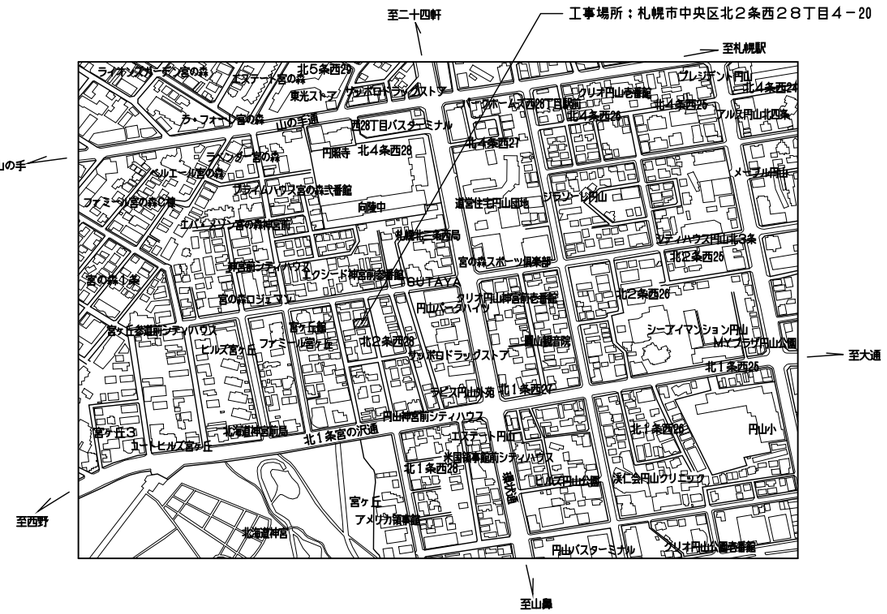
工事場所：札幌市中央区北２条西２８丁目４－20
至二十四軒
至札幌駅
至山の手
至大通
至西野
至山鼻
北５条西25
北４条西24
北４条西25
北４条西26
北４条西27
北４条西28
北３条西26
北２条西26
北２条西25
北２条西28
北１条西26
北１条西27
北１条西28
北１条西25
北１条宮の沢通
円山小
円山パスターミナル
宮ヶ丘
北海道神宮
円山神宮前シティハウス
宮の森スポーツ振興部
札幌中二郵便局
円山パークハイツ
シーアイマンション円山
MYプラザ円山公園
ダックドラッグストア
ラピス円山水苑
ヒルズ宮ヶ丘
宮ヶ丘3
ルート・ヒルズ宮ヶ丘
ベルエール宮の森
ファミール宮の森C棟
エルバビリオン宮の森神宮前
宮の森十条
宮の森ロジェ
ブライムハウス宮の森弐番館
ラ・フォート宮の森
ラ・フォート宮の森Ⅱ
ラ・フォート宮の森Ⅲ
ラ・フォート宮の森Ⅳ
ラ・フォート宮の森Ⅴ
ラ・フォート宮の森Ⅵ
ラ・フォート宮の森Ⅶ
ラ・フォート宮の森Ⅷ
ラ・フォート宮の森Ⅸ
ラ・フォート宮の森Ⅹ
ラ・フォート宮の森Ⅺ
ラ・フォート宮の森Ⅻ
ラ・フォート宮の森XIII
ラ・フォート宮の森XIV
ラ・フォート宮の森XV
ラ・フォート宮の森XVI
ラ・フォート宮の森XVII
ラ・フォート宮の森XVIII
ラ・フォート宮の森XIX
ラ・フォート宮の森XX
ラ・フォート宮の森XXI
ラ・フォート宮の森XXII
ラ・フォート宮の森XXIII
ラ・フォート宮の森XXIV
ラ・フォート宮の森XXV
ラ・フォート宮の森XXVI
ラ・フォート宮の森XXVII
ラ・フォート宮の森XXVIII
ラ・フォート宮の森XXIX
ラ・フォート宮の森XXX
ラ・フォート宮の森XXXI
ラ・フォート宮の森XXXII
ラ・フォート宮の森XXXIII
ラ・フォート宮の森XXXIV
ラ・フォート宮の森XXXV
ラ・フォート宮の森XXXVI
ラ・フォート宮の森XXXVII
ラ・フォート宮の森XXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXIX
ラ・フォート宮の森XXXX
ラ・フォート宮の森XXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXV
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVI
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXVIII
ラ・フォート宮の森XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXIX
ラ・フォート宮の森XX

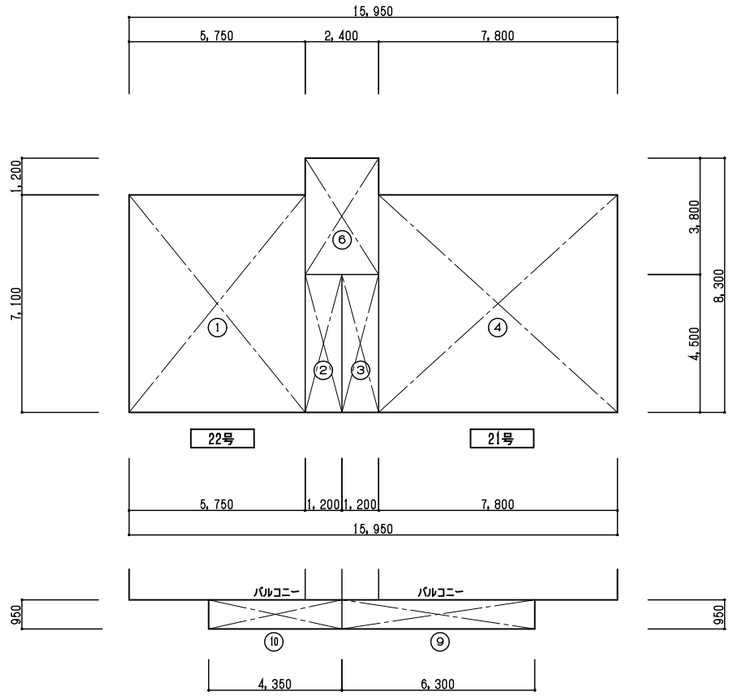

2階求積図　S＝1／100

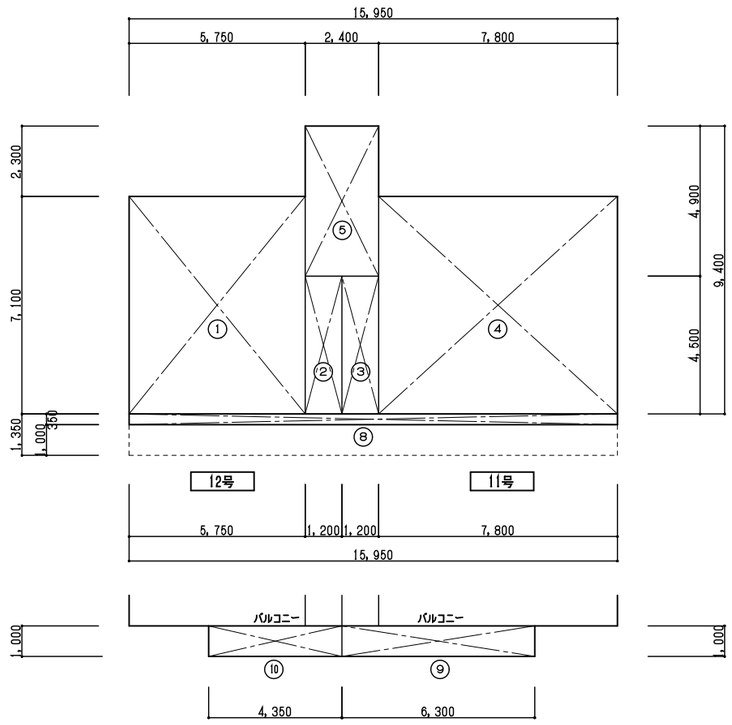

1階求積図　S＝1／100

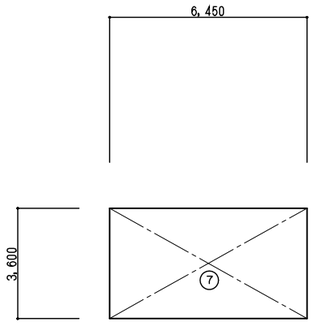

地下1階求積図　S＝1／100

面積算定表		(m2)
①	5,750 × 7,100	40,825
②	1,200 × 4,500	5,400
③	1,200 × 4,500	5,400
④	7,800 × 7,100	55,380
⑤	2,400 × 4,900	11,760
⑥	2,400 × 3,800	9,120
⑦	6,450 × 3,600	23,220
⑧	15,950 × 0,350	5,582
⑨	6,300 × 1,000	6,300
⑩	4,350 × 1,000	4,350

面積表

	A	A（バルコニー加算）	戸数	A×戸数
建築面積	①～⑤＋⑧ ＝124,35m2			
地下1階床面積	⑦ ＝ 23,22m2	⑦ ＝ 23,22m2		
1階床面積	①～⑤ ＝118,77m2	①～⑤＋⑨～⑩ ＝129,42m2	2	
2階床面積	①～④＋⑥ ＝116,13m2	①～④＋⑥＋⑨～⑩ ＝126,78m2	2	
延べ面積	＝268,12m2	＝279,42m2	4	
延べ面積（地階除く）	＝234,90m2	＝256,20m2		
11（21）号	③＋④ ＝ 60,78m2		2	121,56m2
12（22）号	①＋② ＝ 46,23m2		2	92,46m2

北海道労働局円山宿舎解体工事

求積図・面積表　S＝1／100　A-05

北海道労働局総務部

北海道労働局円山宿舎

構造概要

基礎	壁体	屋根	ポーチ庇
鉄筋コンクリート布基礎	壁式鉄筋コンクリート造	長尺カラー鉄板t＝0.35 立平葺 （アスファルトルーフィング22kg 野地板t＝12）	ウレタン系塗膜防水t＝2 防水モルタル塗t＝30下地 アルミ笠木W200

断熱概要

最上階スラブ下	外壁内面	最下階床	最下階スラブ下	最上階天井
PF板t＝20（階段室除く）	PF板t＝20（階段室除く）	—	—	—

外部仕上表

基礎		外壁		外部床		軒天		煙突	排気筒	バルコニー雑金物		備考
一般部	樹脂モルタル塗t＝5（RC下地H950）	一般部	コンクリート打放し 複層塗材E＋リシン吹付	ポーチ	コンクリート平板300角t＝60	一般部	コンクリート打放し 複層塗材E＋リシン吹付	長尺カラー鉄板t＝0.4 アスファルトルーフィング22kg	長尺カラー鉄板t＝0.4 アスファルトルーフィング22kg	アルミ製バルコニー手摺H1,060（アルミ笠木W225）		床下換気口（鋳鉄製W300×H150）
ポーチ	コンクリート打放し 複層塗材E＋リシン吹付	ポーチ	コンクリート打放し 複層塗材E＋リシン吹付	バルコニー	ウレタン系塗膜防水t＝2 防水モルタル塗t＝30下地（RC下地）	ポーチ	コンクリート打放し 複層塗材E＋リシン吹付	ラワン合板t＝12 木下地（RC下地）H8,900	ラワン合板t＝12 木下地（RC下地）H8,900	スチール製物干金物W400×H630		換気フード（樹脂製W200×H170×D150）
						バルコニー	コンクリート打放し 複層塗材E＋リシン吹付	乗越土管230φ スチール製障壁t＝1.6 500角	スレート円筒100φ×2本×2か所 スチール製障壁t＝1.6 400角	アルミ製バルコニー隔て板（化粧フルt＝4）W730×H1,800 調整60A（錠前）		換気フード（樹脂製W260×H300×D220） 換気フード（SUS製100φ）

内部仕上表

階	室名	床高	天井高	床 下地	床 仕上	巾木 材料	巾木 塗装	巾木 H×厚	壁 下地	壁 仕上	壁 塗装	天井 下地	天井 仕上	天井 塗装	廻縁 材料	廻縁 塗装	廻縁 H×厚	備考
11号 21号 1~2	玄関	−100	2,300	コンクリート	モルタル塗t＝30	モルタル	—	100	コンクリート 木胴縁組	モルタル塗t＝20 プリント化粧合板t＝5	VP —	木野縁組	石膏ボードt＝9	EP	青木	OS	36×20	
	ホール	±0	2,200	下地ラワン合板t＝12 下地ラワン合板t＝12	ビニル床シートt＝1.8（11号） 化粧フロアt＝12（21号）	青木	OS	70×12	木胴縁組	プリント化粧合板t＝5	—	木野縁組	石膏ボードt＝9	EP	青木	OS	36×20	アルミ製階段滑止め金具（11号）、木製収納
	便所	+40	2,100	下地ラワン合板t＝12	化粧フロアt＝12	青木	OS	70×12	木胴縁組	プリント化粧合板t＝5	—	木野縁組	石膏ボードt＝9	EP	青木	OS	36×20	棚（21号） 洋風便器（設備）
	浴室	±0~+100	2,100~2,200	ｼﾝｸﾞｰｺﾝｸﾘｰﾄt＝200 ＋ﾀｲﾙ下地ﾓﾙﾀﾙt＝30 ｼﾝｸﾞｰｺﾝｸﾘｰﾄt＝100 ＋ﾀｲﾙ下地ﾓﾙﾀﾙt＝30	磁器質モザイクタイル張50角t＝15 玉石モザイクタイル張t＝15	—	—	—	ﾀｲﾙ下地ﾓﾙﾀﾙt＝20 （RC下地）	陶器質タイル張100角t＝15	—	木野縁組	硬質塩ビ製バスリブt＝9 ＋ラワン合板t＝5.5下地	—	塩ビ	—	—	ポリ浴槽、レジスター 風呂釜、手洗器（設備）
	居間	±0	2,270	下地ラワン合板t＝12 下地ラワン合板t＝12	ビニル床シートt＝1.8（11号） 化粧フロアt＝12（21号）	青木	OS	70×12	木胴縁組	石膏ボードt＝9 ビニルクロス張	—	木野縁組	石膏ボードt＝9	EP	青木	OS	36×20	レジスター、カーテンレール（W）
	台所	±0	2,270	下地ラワン合板t＝12	ビニル床シートt＝1.8	青木	OS	70×12	木胴縁組	フレキt＝4 石膏ボードt＝9	EP EP	木野縁組	石膏ボードt＝9	EP	青木	OS	36×20	流し台、ガス台、吊戸棚、水切棚、木製収納（11号）、棚（21号） 湯沸器（設備）
	和室1	+20	2,250	下地ラワン合板t＝12	タタミ敷t＝60	ﾀﾀﾐ寄	CL	60×18	木胴縁組	石膏ボードt＝9 ビニルクロス張	—	木野縁組	化粧石膏ボードt＝7	EP	青木	OS	36×20	レジスター、窓手摺、カーテンレール（W）
	床の間1	+20	2,230	下地ラワン合板t＝12	シナ合板t＝5.5	青木	CL	15×15	木胴縁組	石膏ボードt＝9 ビニルクロス張	—	木野縁組	化粧石膏ボードt＝7	EP	青木	CL	36×20	
	床の間2	+120	2,130	—	地板t＝30	青木	CL	15×15	木胴縁組	石膏ボードt＝9 ビニルクロス張	—	木野縁組	石膏ボードt＝9	—	青木	CL	36×20	
	和室2	+20	2,250	下地ラワン合板t＝12	タタミ敷t＝60	ﾀﾀﾐ寄	CL	60×18	木胴縁組	石膏ボードt＝9 ビニルクロス張	—	木野縁組	化粧石膏ボードt＝7	EP	青木	OS	36×20	レジスター、窓手摺、カーテンレール（W）、棚
	和室3	+20	2,250	下地ラワン合板t＝12	タタミ敷t＝60	ﾀﾀﾐ寄	CL	60×18	木胴縁組	石膏ボードt＝9 ビニルクロス張	—	木野縁組	化粧石膏ボードt＝7	EP	青木	OS	36×20	レジスター、カーテンレール（W）
	押入（和室1、3）	+20	2,250	下地ラワン合板t＝12	ラワン合板t＝5.5	雑巾摺	—	15×15	木胴縁組	石膏ボードt＝9	—	木野縁組	石膏ボードt＝9	—	青木	—	36×20	中段、枕棚
	押入（和室2）	+20	2,250	下地ラワン合板t＝12	ラワン合板t＝5.5	雑巾摺	—	15×15	木胴縁組	石膏ボードt＝9	—	木野縁組	石膏ボードt＝9	—	青木	—	36×20	中段
12号 22号 1~2	玄関	−100	2,300	コンクリート	モルタル塗t＝30	モルタル	—	100	コンクリート 木胴縁組	モルタル塗t＝20 プリント化粧合板t＝5	VP —	木野縁組	石膏ボードt＝9	EP	青木	OS	36×20	
	ホール	±0	2,200	下地ラワン合板t＝12	化粧フロアt＝12	青木	OS	70×12	木胴縁組	プリント化粧合板t＝5	—	木野縁組	石膏ボードt＝9	EP	青木	OS	36×20	棚（22号）
	便所	+40	2,150	下地ラワン合板t＝12	化粧フロアt＝12	青木	OS	70×12	木胴縁組	プリント化粧合板t＝5	—	木野縁組	石膏ボードt＝9	EP	青木	OS	36×20	棚（22号） 洋風便器（設備）
	浴室	±0~+100	2,100~2,200	ｼﾝｸﾞｰｺﾝｸﾘｰﾄt＝200 ＋ﾀｲﾙ下地ﾓﾙﾀﾙt＝30 ｼﾝｸﾞｰｺﾝｸﾘｰﾄt＝100 ＋ﾀｲﾙ下地ﾓﾙﾀﾙt＝30	磁器質モザイクタイル張50角t＝15 玉石モザイクタイル張t＝15	—	—	—	ﾀｲﾙ下地ﾓﾙﾀﾙt＝20 （RC下地）	陶器質タイル張100角t＝15	—	木野縁組	硬質塩ビ製バスリブt＝9 ＋ラワン合板t＝5.5下地	—	塩ビ	—	—	ポリ浴槽、レジスター 風呂釜（設備）
	居間	±0	2,270	下地ラワン合板t＝12	化粧フロアt＝12	青木	OS	70×12	木胴縁組	石膏ボードt＝9 ビニルクロス張	—	木野縁組	石膏ボードt＝9	EP	青木	OS	36×20	レジスター、カーテンレール（W）
	台所	±0	2,270	下地ラワン合板t＝12	ビニル床シートt＝1.8	青木	OS	70×12	木胴縁組	フレキt＝4 石膏ボードt＝9	EP EP	木野縁組	石膏ボードt＝9	EP	青木	OS	36×20	流し台、ガス台、吊戸棚、水切棚、棚（22号） 湯沸器（設備）
	和室1	+20	2,250	下地ラワン合板t＝12	タタミ敷t＝60	ﾀﾀﾐ寄	CL	60×18	木胴縁組	石膏ボードt＝9 ビニルクロス張	—	木野縁組	化粧石膏ボードt＝7	EP	青木	OS	36×20	レジスター、窓手摺、カーテンレール（S）、棚（22号）
	和室2	+20	2,250	下地ラワン合板t＝12	タタミ敷t＝60	ﾀﾀﾐ寄	CL	60×18	木胴縁組	石膏ボードt＝9 ビニルクロス張	—	木野縁組	化粧石膏ボードt＝7	EP	青木	OS	36×20	レジスター、窓手摺、カーテンレール（S）
	押入	+20	2,250	下地ラワン合板t＝12	ラワン合板t＝5.5	雑巾摺	—	15×15	木胴縁組	石膏ボードt＝9	—	木野縁組	石膏ボードt＝9	—	青木	—	36×20	中段、枕棚
共通 1~2	階段室	—	直天	コンクリート	モルタル塗t＝30 鋳鉄製階段滑り止め金具W35	モルタル	VP	100	コンクリート コンクリート	モルタル塗t＝20（腰H1,000） モルタル刷毛引きt＝20（上部）	VP リシン	コンクリート コンクリート	モルタル刷毛引きt＝20（1階・段裏） 木毛セメント板t＝15（2階）	リシン 白セパット	— —	— —	— —	SUS集合郵便受（4戸用）
	P S	—	直天	—	コンクリートコテ押え	—	—	—	—	コンクリート打放し	—	— コンクリート	コンクリート打放し（1階） PF板t＝20（2階）	— —	— —	— —	— —	スチール製足掛金物（2階）
共通 B1	階段室	—	直天	—	コンクリートコテ押え	—	—	—	—	コンクリート打放し	—	—	コンクリート打放し	—	—	—	—	
	物置1	—	直天	—	コンクリートコテ押え	—	—	—	—	コンクリート打放し	—	—	コンクリート打放し	—	—	—	—	木製棚
	物置2	—	直天	—	コンクリートコテ押え	—	—	—	—	コンクリート打放し	—	—	コンクリート打放し	—	—	—	—	木製棚
	物置3	—	直天	—	コンクリートコテ押え	—	—	—	—	コンクリート打放し	—	—	コンクリート打放し	—	—	—	—	木製棚
	物置4	—	直天	—	コンクリートコテ押え	—	—	—	—	コンクリート打放し	—	—	コンクリート打放し	—	—	—	—	木製棚

アスベスト成形板リスト

外壁塗材；下地調整塗材

排気筒；スレート円筒100φ

台所壁；フレキt＝4

バルコニー隔て板；化粧フレキシブルボードt＝4

主要仕上ユニット集計表

名称	形状寸法	11号	12号	21号	22号			計
流し台	W1,050×D550×H800		1		1			2
	W1,200×D550×H800	1		1				2
ガス台	W600×D550×H620	1	1	1	1			4
吊戸棚	W1,050×D380×H500		1		1			2
	W1,200×D380×H500	1		1				2
SUS水切棚（2段）	W1,050×D250×H450		1		1			2
	W1,200×D250×H450	1		1				2
木製収納1	W900×D450×H360	1		1				2
木製収納2	W850×D400×H470	1						1
ポリ浴槽	W800×D700×H650	1	1	1	1			4
スチール製避難はしご	W380×D220×H500			1	1			2

北海道労働局円山宿舎解体工事

仕上表

A-06

北海道労働局総務部

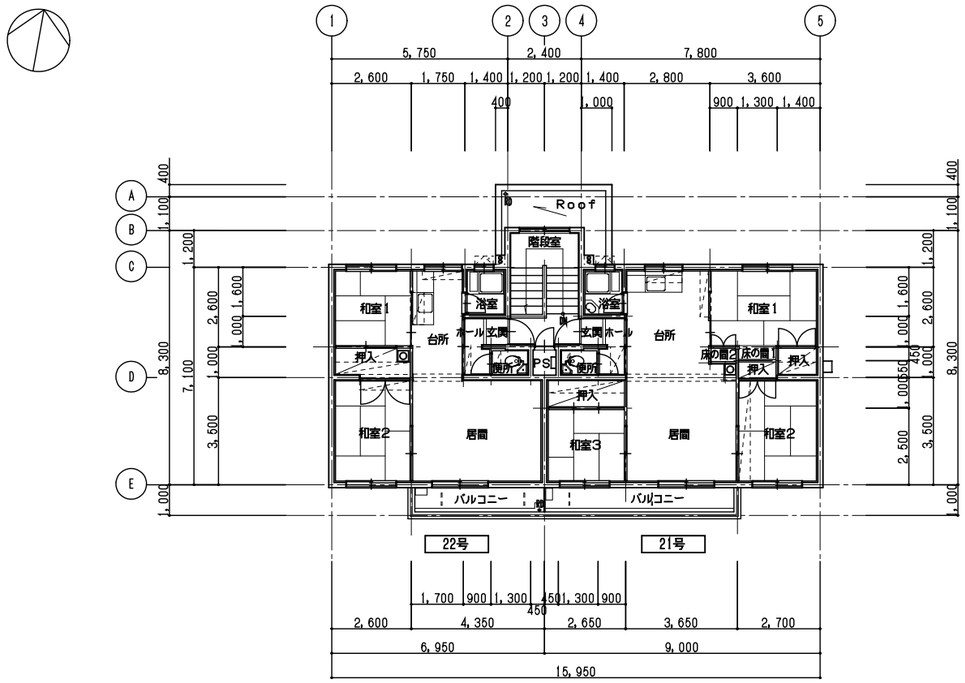

2階平面図　S=1／100

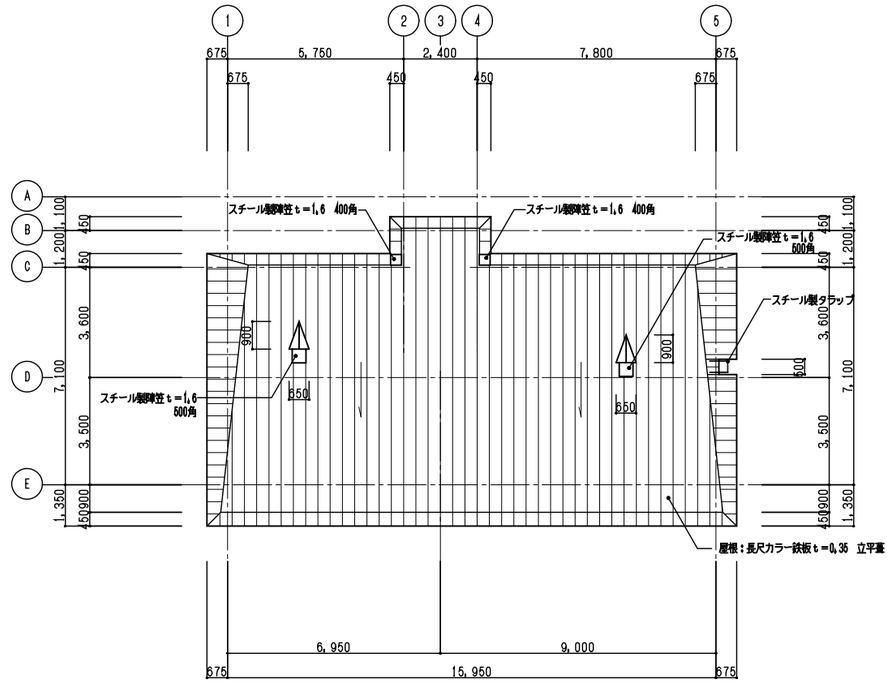

屋根伏図　S=1／100

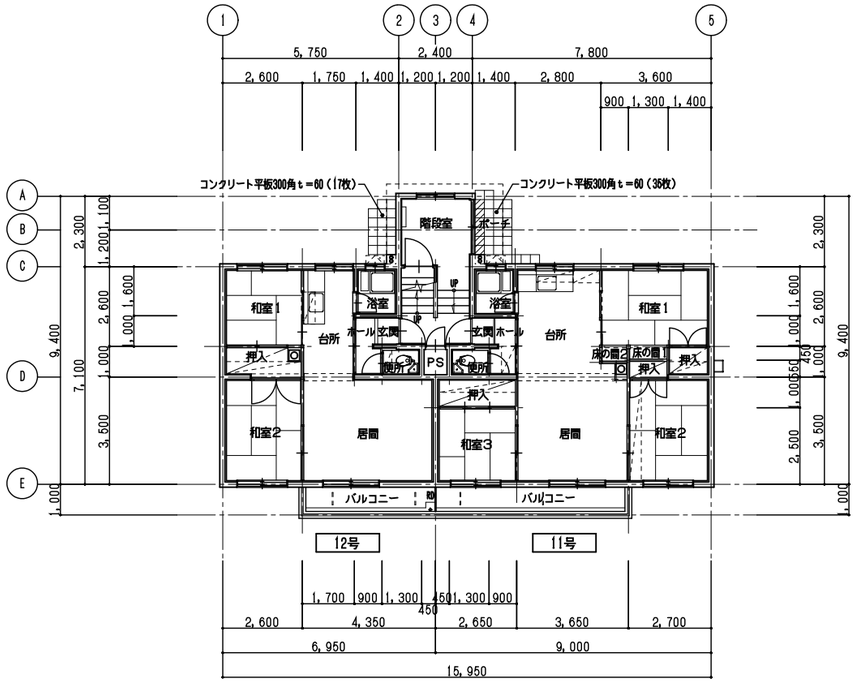

1階平面図　S=1／100

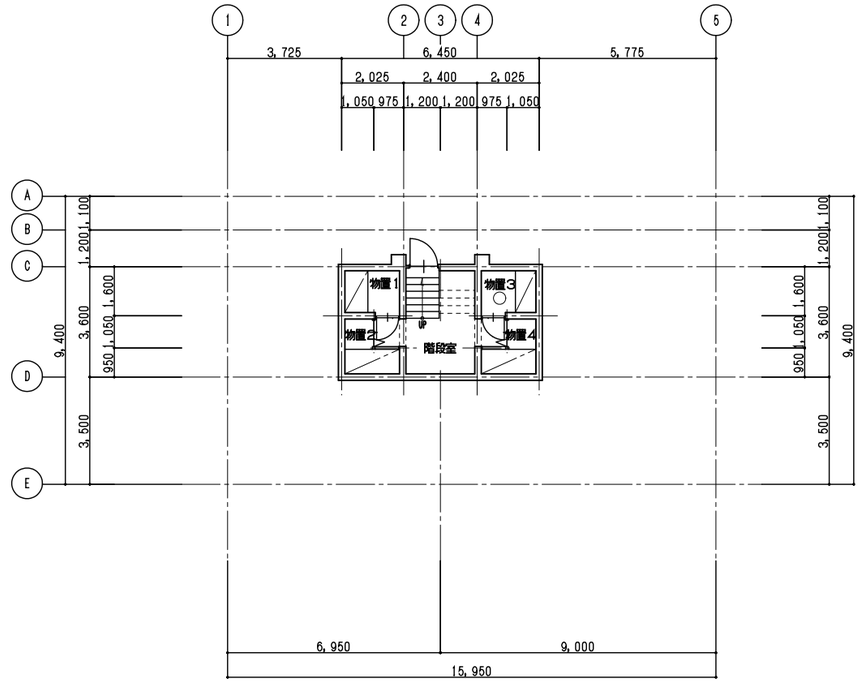

地下1階平面図　S=1／100

凡例	平面図	
	鉄筋コンクリート造	
	木造（柱：90×90）	

北海道労働局円山宿舎解体工事	
平面図・屋根伏図 S=1／100	A-07
北海道労働局総務部	

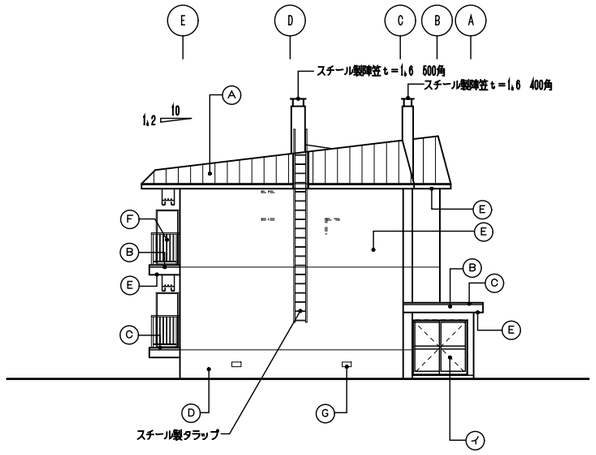

東立面図　S＝1／100

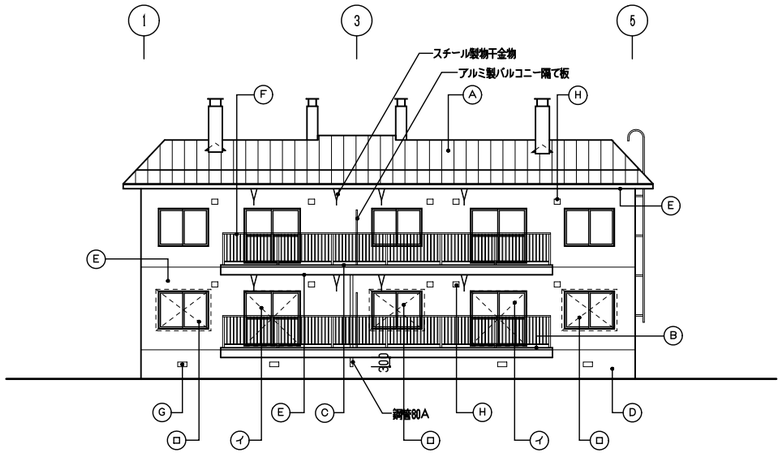

南立面図　S＝1／100

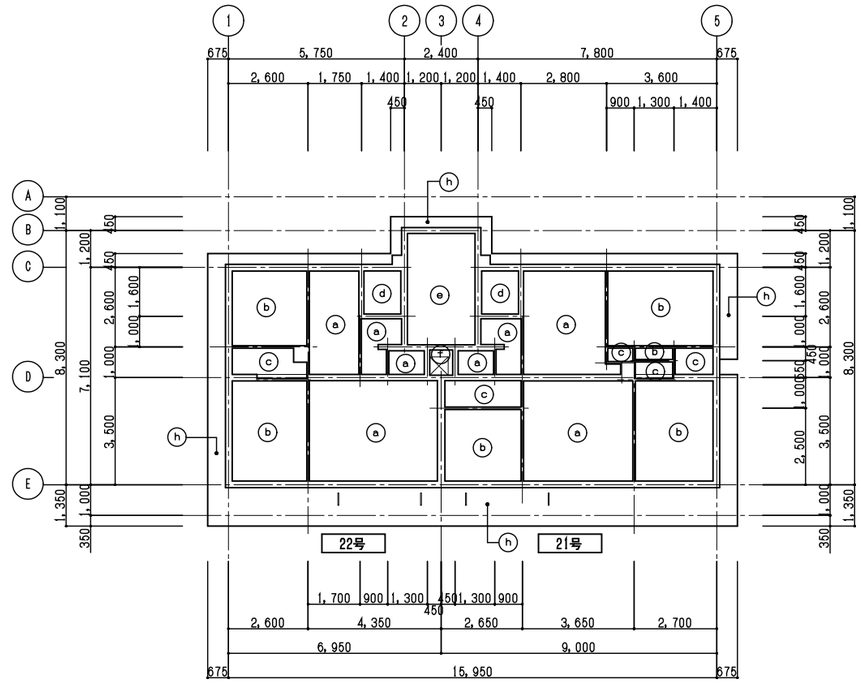

2階天井伏図　S＝1／100

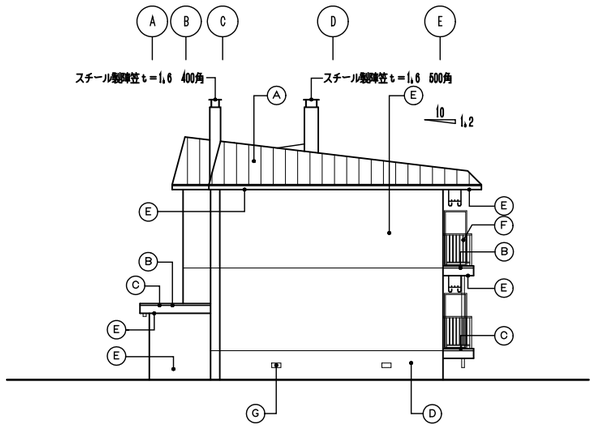

西立面図　S＝1／100

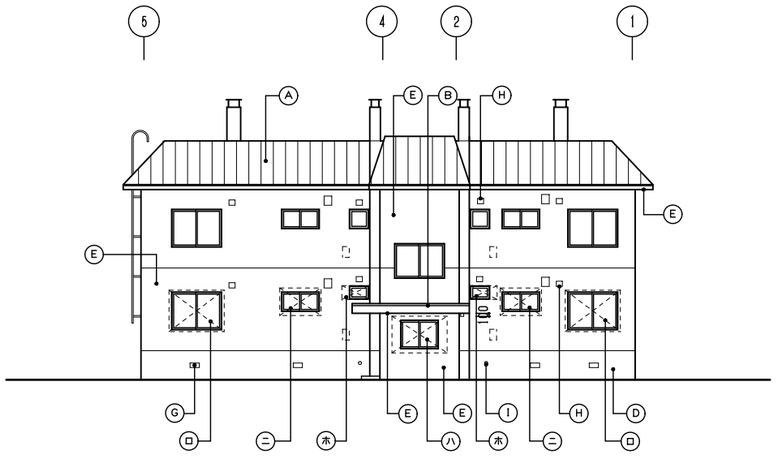

北立面図　S＝1／100

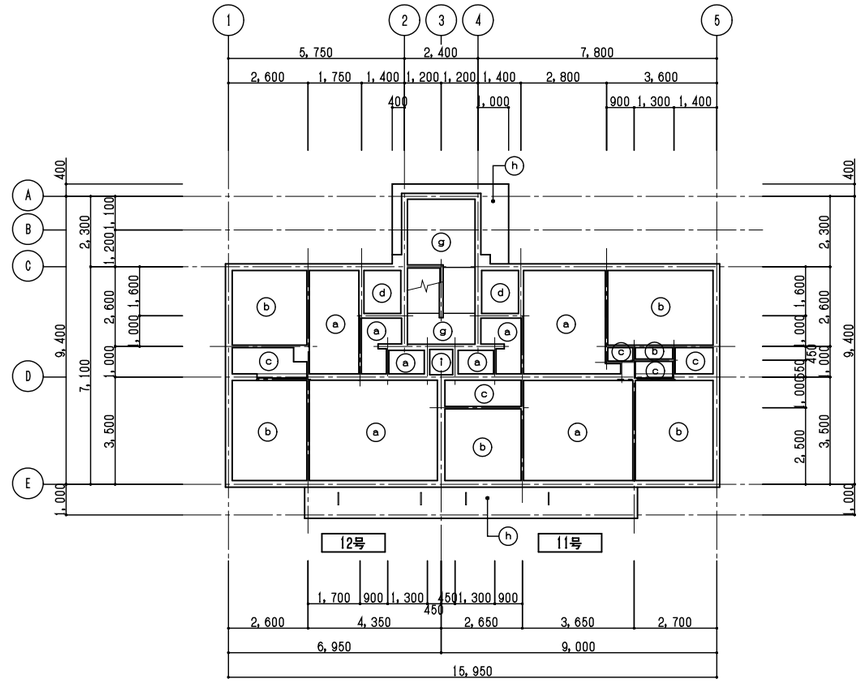

1階天井伏図　S＝1／100

開口塞ぎ板リスト

	形状寸法	数量	備考
イ	W1,800×H1,800	3	開口塞ぎ板の仕様はラワン合板t＝12
ロ	W1,800×H1,350	5	
ハ	W1,800×H1,200	1	
ニ	W1,350×H900	2	
ホ	W900×H450	2	

凡例

立面図

Ⓐ	長尺カラー鉄板t＝0.35 立平葺 アスファルトルーフィング22kg 野地板t＝12	Ⓓ	コンクリート打放し 樹脂モルタル塗t＝5	Ⓖ	床下換気口（鋳鉄製W300×H150）
Ⓑ	ウレタン系塗膜防水t＝2	Ⓔ	コンクリート打放し 複層塗材E＋リシン吹付	Ⓗ	換気フード（樹脂製W200×H170×D150） （樹脂製W250×H300×D220）
Ⓒ	アルミ笠木（W225・W200）	Ⓕ	アルミ製バルコニー手摺H＝1,050	Ⓘ	換気フード（SUS製100φ）

天井伏図

ⓐ	石膏ボードt＝9 EP塗	ⓓ	硬質塩ビ製バスリブt＝9 ラワン合板t＝5.5下地	ⓖ	モルタル刷毛引きt＝20 リシン吹付
ⓑ	化粧石膏ボードt＝7 EP塗	ⓔ	木毛セメント板t＝15 白セメント吹付	ⓗ	コンクリート打放し 複層塗材E＋リシン吹付
ⓒ	石膏ボードt＝9	ⓕ	PF板t＝20	ⓘ	コンクリート打放し

北海道労働局円山宿舎解体工事

立面図・天井伏図　S＝1／100　A-08

北海道労働局総務部

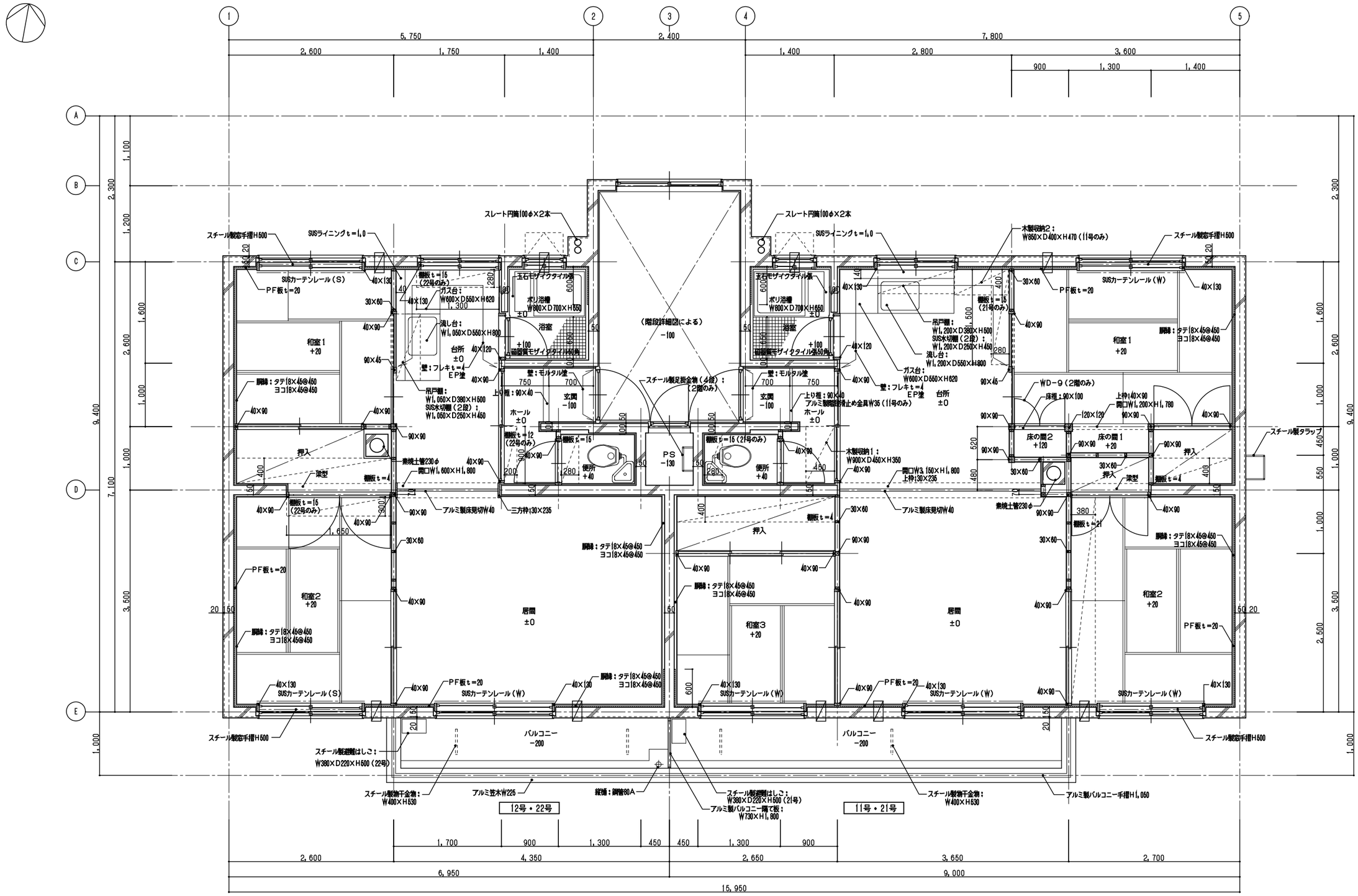

平面詳細図　S＝1／30

凡例										
	鉄筋コンクリート造		換気フード						北海道労働局円山宿舎解体工事	
	木造（柱：90×90）								平面詳細図　S＝1／30	A-09
									北海道労働局総務部	

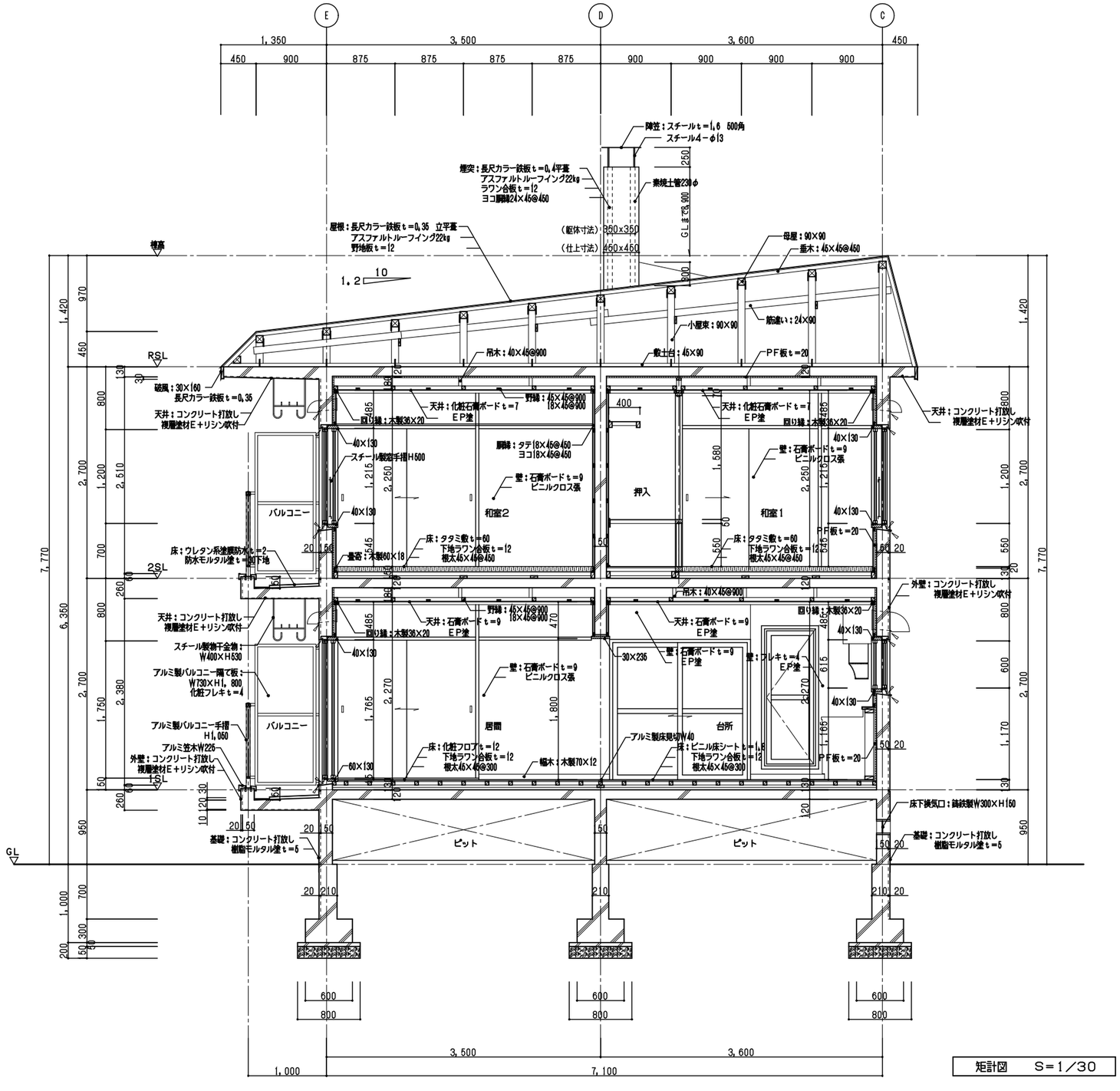

矩計図　S＝1／30

押入（和室1（11・21号））詳細図　S＝1／30

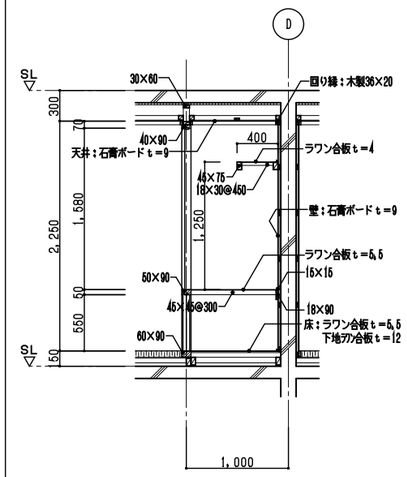

押入（和室2（11・21号））詳細図　S＝1／30

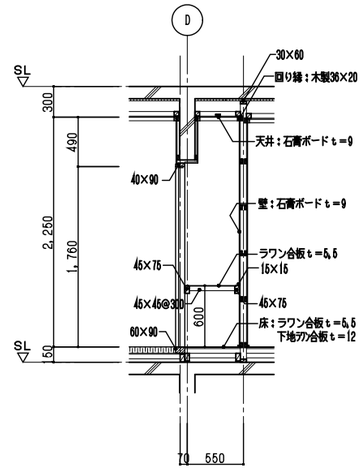

押入（和室3（11・21号））詳細図　S＝1／30

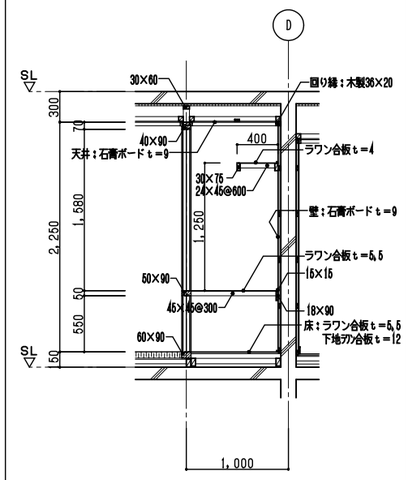

押入（和室（12・22号））詳細図　S＝1／30

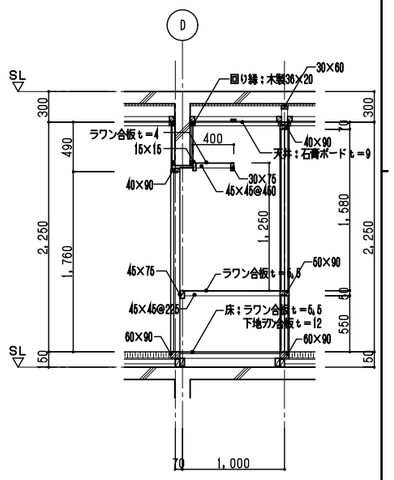

スチール製窓手摺詳細図　S＝1／20

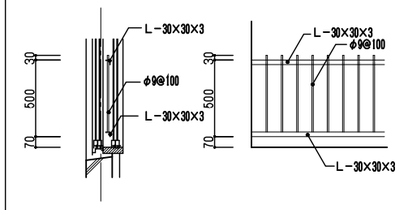

アルミ製バルコニー手摺詳細図　S＝1／20

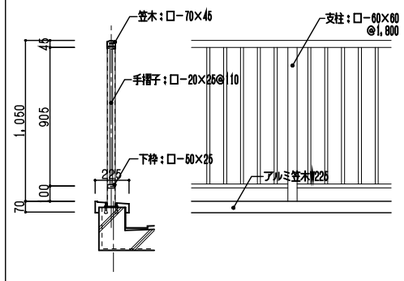

凡例											
	✓	シーリング10×10									

北海道労働局円山宿舎解体工事	
矩計図　S＝1／30	A-10
北海道労働局総務部	

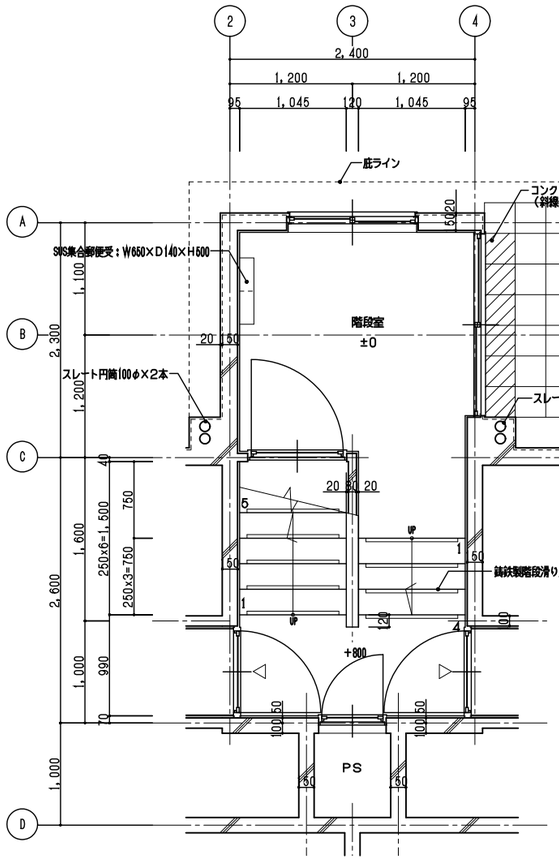

1階平面図　S＝1／30

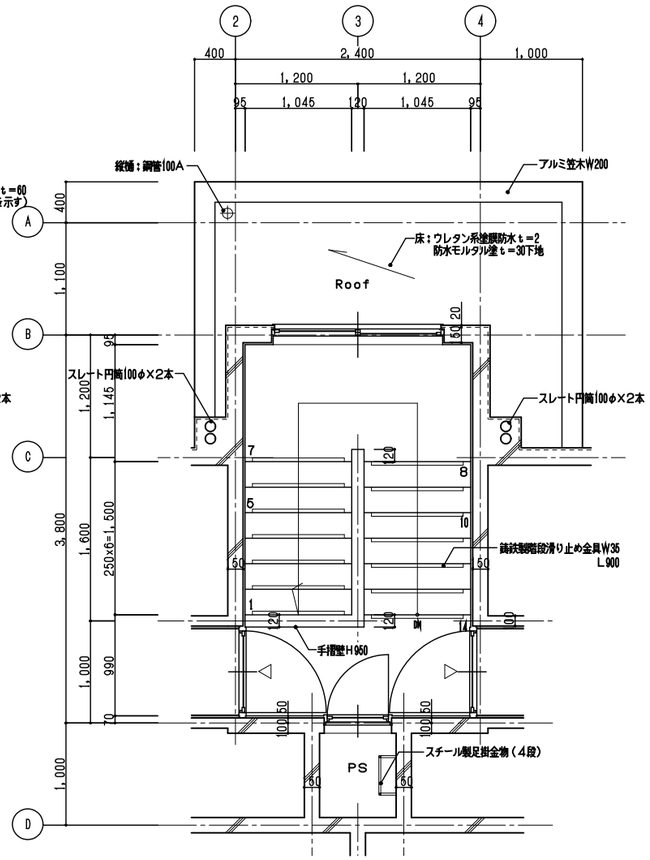

2階平面図　S＝1／30

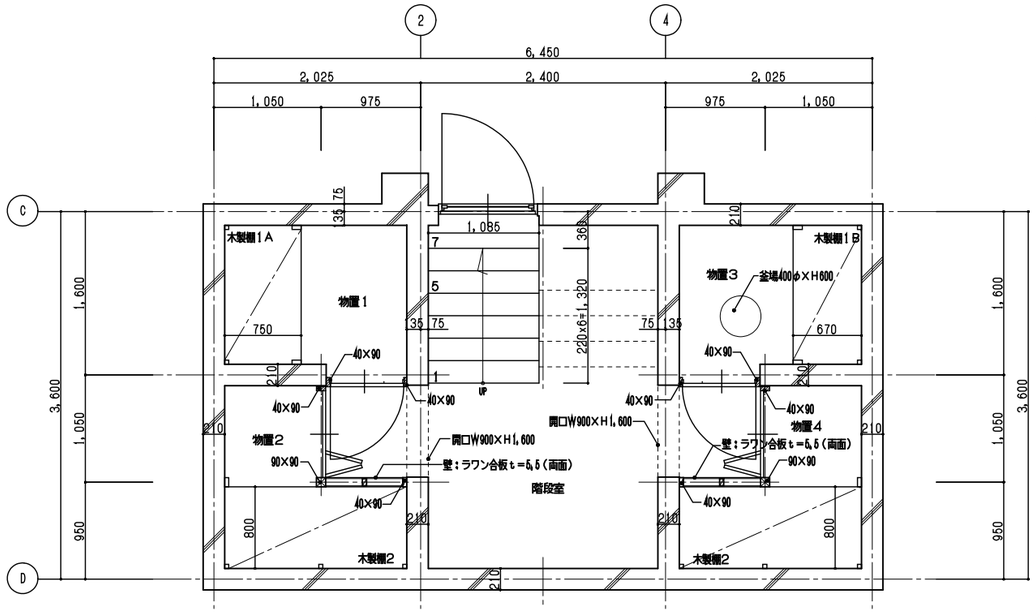

地下1階平面図　S＝1／30

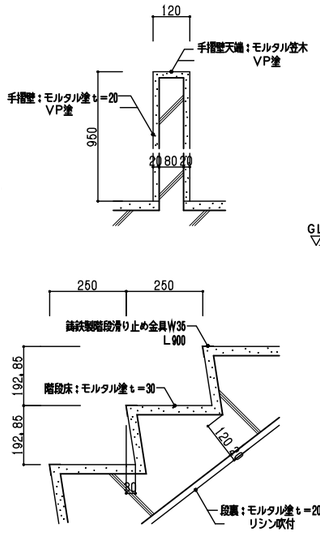

部分詳細図　S＝1／10

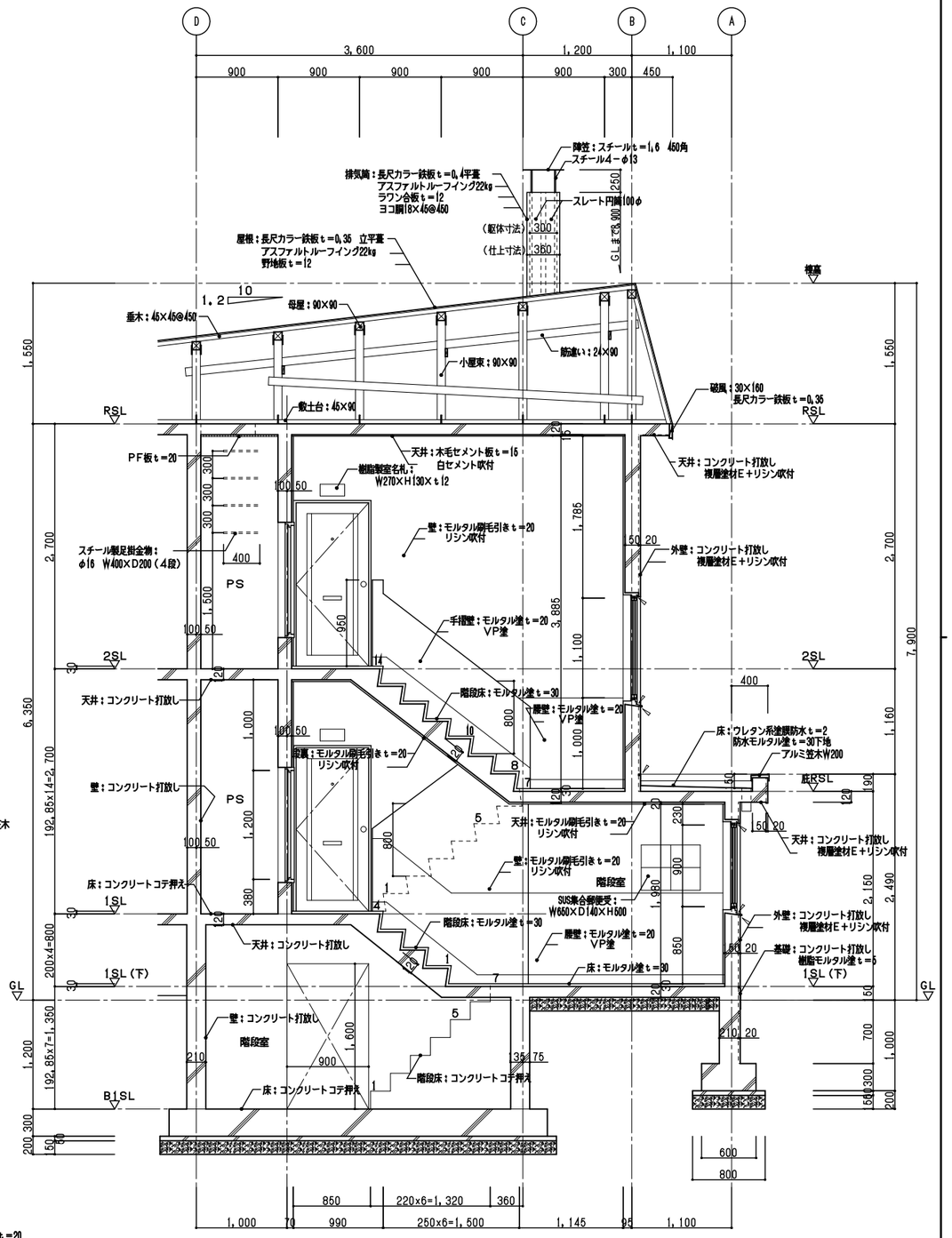

断面詳細図　S＝1／30

凡例												
	⌿	シーリング10×10									北海道労働局円山宿舎解体工事	
	◁	樹脂製室名札　W270×H130×t12									階段詳細図　S＝1／30	A-11
											北海道労働局総務部	

■北海道労働局円山宿舎

特記：基準階（住戸内）における建具記号に＊印付のものは、2階建具を示す（１階建具は仕様が異なるので、１階キープラン参照）

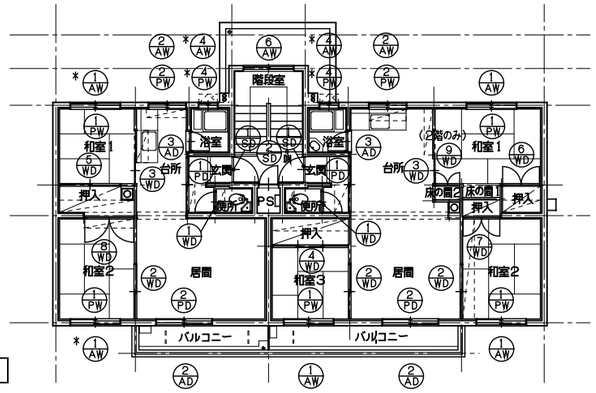

各階共通（基準階・2階）

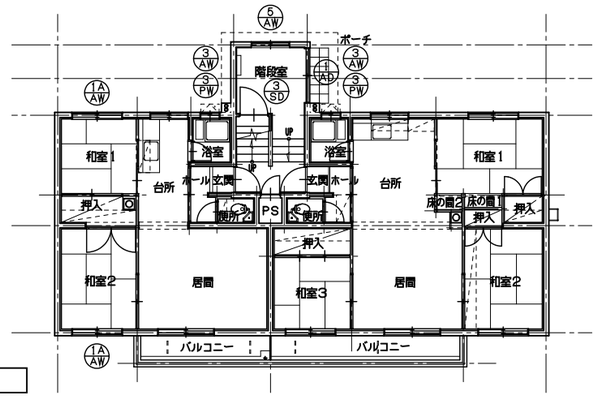

1階

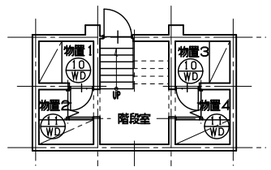

地下1階

符号	1 SD	2 SD	3 SD			1 AD	2 AD	3 AD
数量	4	2	1			1	4	4
見込	70（枠）36（扉）	100（枠）36（扉）	85（枠）36（扉）			60	60	60
姿図	1,800 / 800	1,200 / 600	1,600 / 900			1,750 / 1,750	FL3 / FW6.8 / 1,750 / 1,800	1,750 / 600
型式	スチール製片開きフラッシュドア	スチール製片開きフラッシュドア	スチール製片開きアングルドア			アルミ製引違い硝子戸	アルミ製引違い硝子戸	アルミ製片開き硝子ドア
金物	郵便受、ドアスコープ、付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式			付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
硝子						網入型板t＝6.8	上部：透明t＝3　下部：網入型板t＝6.8	型板t＝4

符号	1 AW	1A AW	2 AW	3 AW	4 AW	5 AW	6 AW	
数量	8	2	4	2	2	1	1	
見込	60	60	60	60	60	60	60	
姿図	1,200 / 1,600	1,200 / 1,600	600 / 1,200	400 / 600	600 / 600	900 / 1,200	1,100 / 1,600	
型式	アルミ製引違い硝子窓	アルミ製引違い硝子窓	アルミ製引違い硝子窓	アルミ製横ﾆ出し窓	アルミ製横ﾆ出し窓	アルミ製引違い硝子窓	アルミ製引違い硝子窓	
金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	
硝子	透明t＝3	網入型板t＝6.8	透明t＝3	型板t＝4	型板t＝4	網入型板t＝6.8	網入型板t＝6.8	

符号	1 PD	2 PD	1 PW	2 PW	3 PW	4 PW		
数量	4	4	10	4	2	2		
見込	80	80	60	60	60	60		
姿図	FL3 / F4 / 1,760 / 1,730	1,765 / 1,830	1,215 / 1,630	615 / 1,230	415 / 630	615 / 630		
型式	樹脂製引違い硝子戸	樹脂製引違い硝子戸	樹脂製引違い硝子窓	樹脂製引違い硝子窓	樹脂製引違い硝子窓	樹脂製引違い硝子窓		
金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式		
硝子	上部：透明t＝3　下部：型板t＝4	透明t＝3	透明t＝3	型板t＝4	型板t＝4	型板t＝4		

北海道労働局円山宿舎解体工事	
建具表－1　S＝1／50	A-12
北海道労働局総務部	

符号	1 WD	2 WD	3 WD	4 WD	5 WD	6 WD	7 WD	8 WD
数量	4	6	4	2	2	2	2	2
見込	90（枠） 36（扉）	90（枠） 30（扉）	90（枠） 30（扉）	90（枠） 30（扉）	90（枠） 30（扉）	90（枠） 30（扉）	90（枠） 30（扉）	90（枠） 30（扉）
姿図	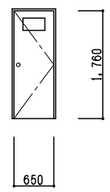	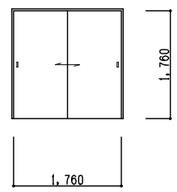	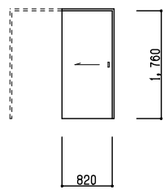	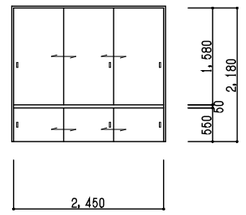	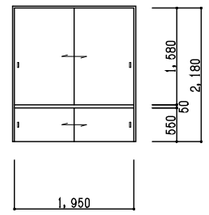	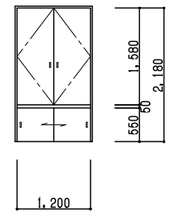	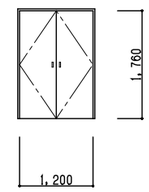	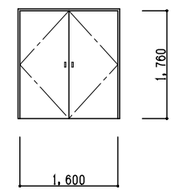
型式	木製片開きドア（両面化粧合板t＝2.5）	木製引違い戸（両面化粧合板t＝2.5）	木製片引き戸（両面化粧合板t＝2.5）	木製引違い戸（片面化粧合板t＝2.5＋裏面合板t＝2.5）	木製引違い戸（片面化粧合板t＝2.5＋裏面合板t＝2.5）	木製両開き戸＋引違い戸 （片面化粧合板t＝2.5＋裏面合板t＝2.5）	木製両開き戸（片面化粧合板t＝2.5＋裏面合板t＝2.5）	木製両開き戸（片面化粧合板t＝2.5＋裏面合板t＝2.5）
金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
硝子	型板t＝2（360×200）							

符号	9 WD	10 WD	11 WD					
数量	1	2	2					
見込	90（枠） 30（扉）	90（枠） 30（扉）	90（枠） 30（扉）					
姿図	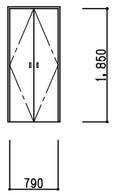	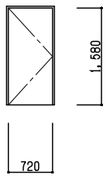	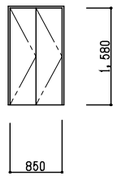					
型式	木製両開き戸（片面化粧合板t＝2.5＋裏面合板t＝2.5）	木製片開きドア（片面ラワン合板t＝2.5）	木製折戸（片面ラワン合板t＝2.5）					
金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式					
硝子								

符号								
数量								
見込								
姿図								
型式								
金物								
硝子								

符号								
数量								
見込								
姿図								
型式								
金物								
硝子								

北海道労働局円山宿舎解体工事	
建具表－2　S＝1／50	A-13
北海道労働局総務部	

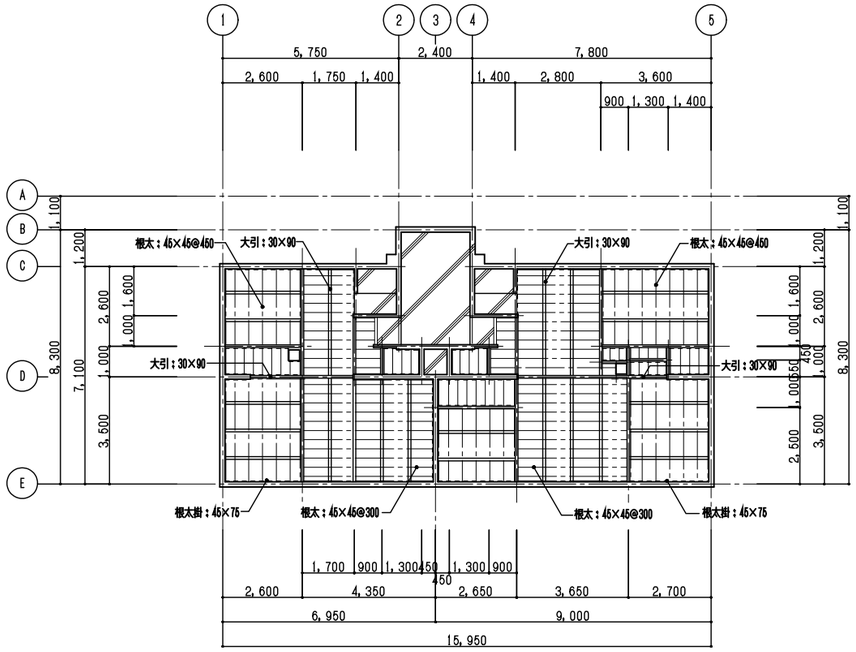

各階床伏図　S＝1／100

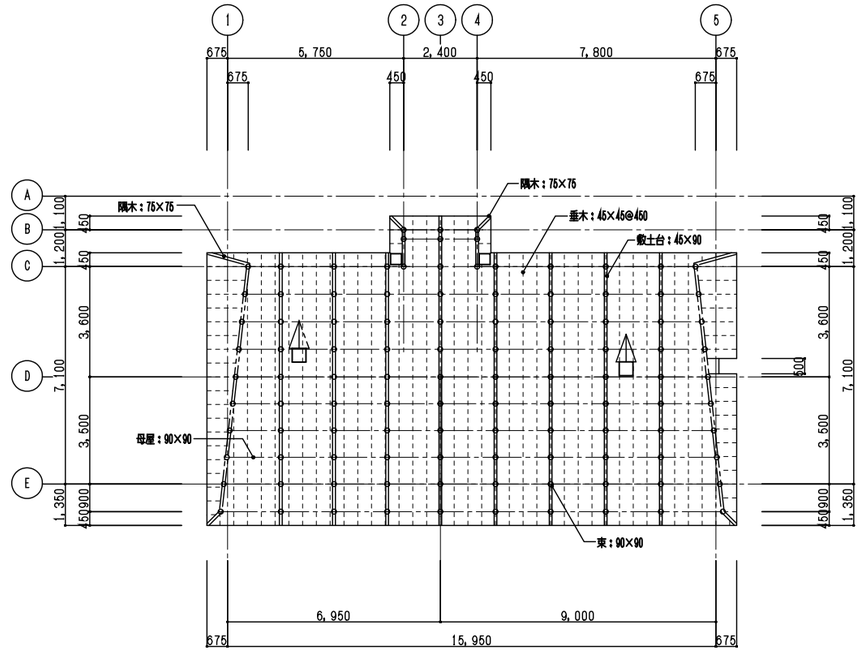

小屋伏図　S＝1／100

凡例	各階床伏図			小屋伏図			
	大引：30×90@900			敷土台：45×90		隅木：75×75	
	根太：45×45@300（和室以外）、45×45@450（和室）			小屋束：90×90@1,800以内		垂木：45×45@450	
	根太掛：45×75			母屋：90×90@900以内			

北海道労働局円山宿舎解体工事

床伏図・小屋伏図　S＝1／100　A-14

北海道労働局総務部

スチール製タラップ詳細図　S＝1／20

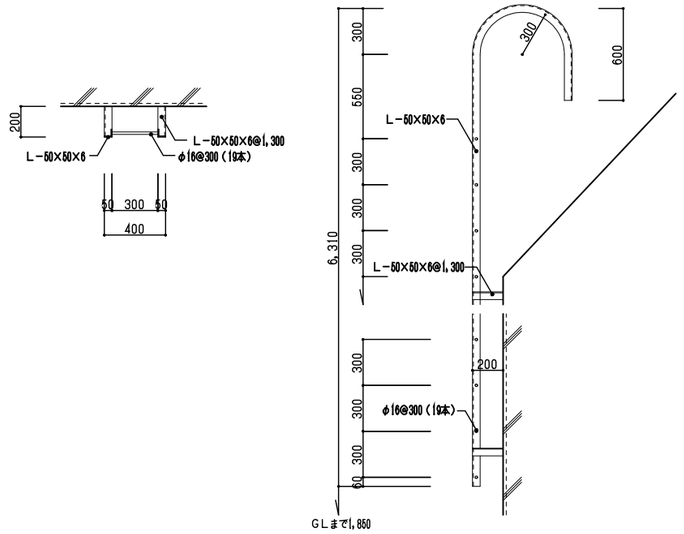

スチール製物干金物詳細図　S＝1／20

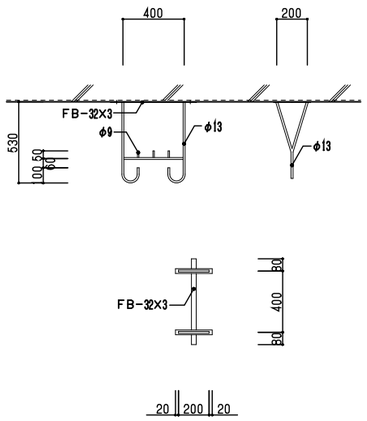

木製棚1A、1B詳細図（物置1、3）　S＝1／30

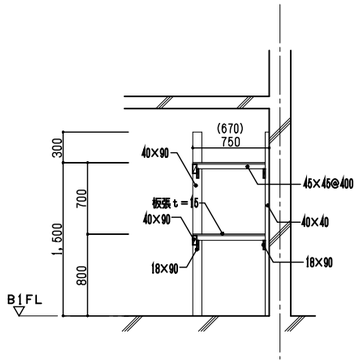

（　）は木製棚1Bを示す

木製棚2詳細図（物置2、4）　S＝1／30

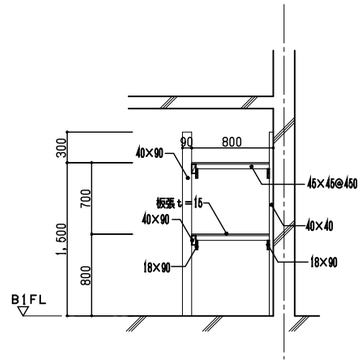

北海道労働局円山宿舎解体工事	
部分詳細図　S＝図示	A-15
北海道労働局総務部	

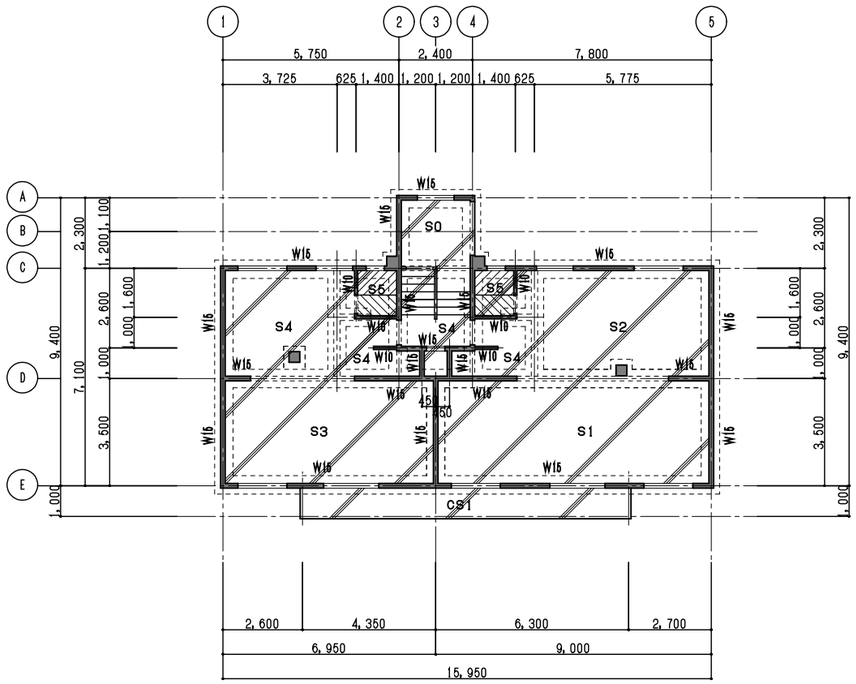

1階スラブ伏図　S＝1／100

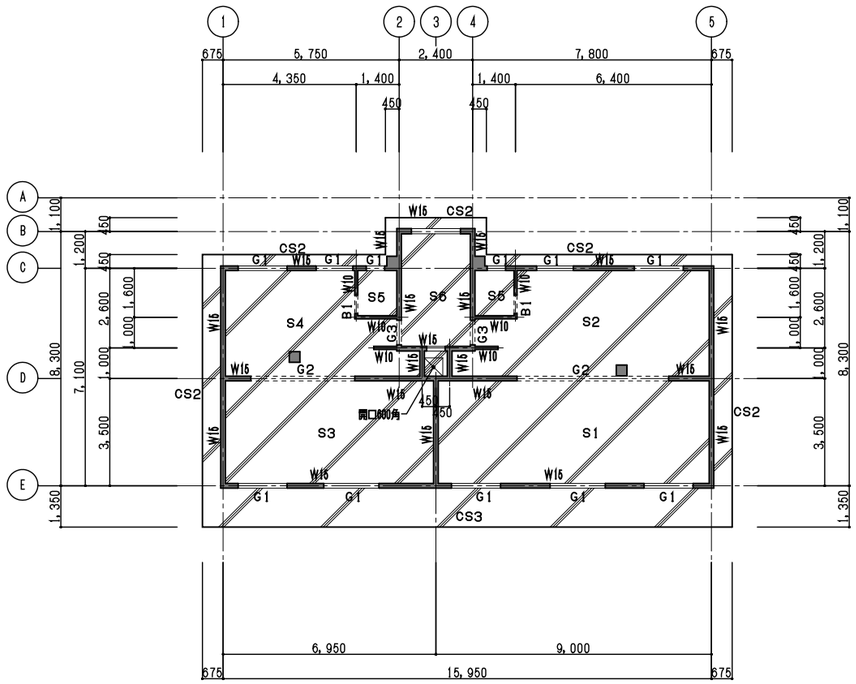

R階スラブ伏図　S＝1／100

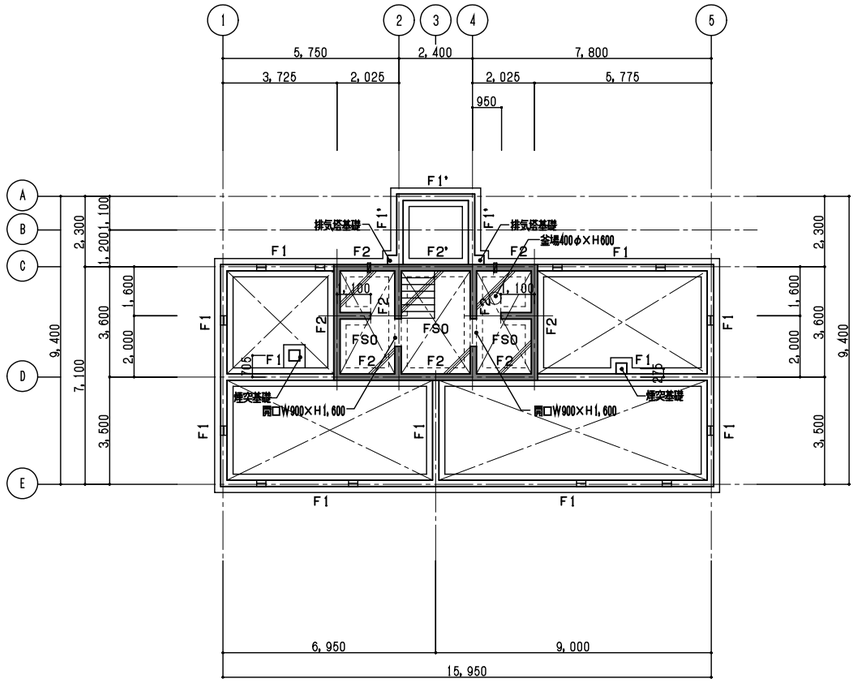

基礎伏図　S＝1／100

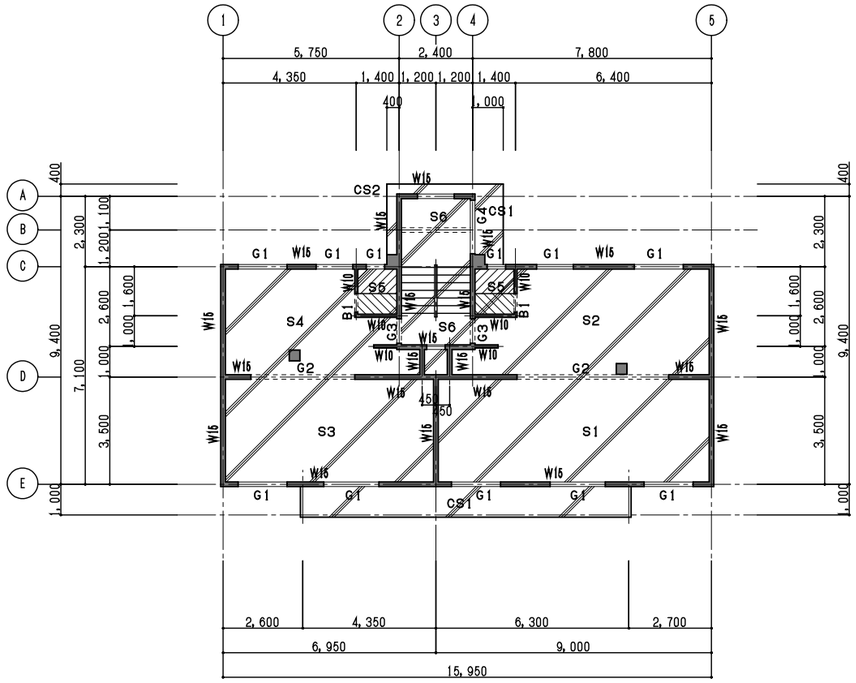

2階スラブ伏図　S＝1／100

基礎リスト　S＝1／30

F1

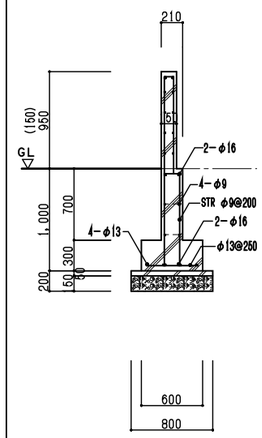

（　）はF1'を示す

F2

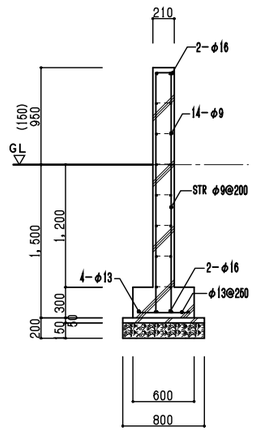

（　）はF2'を示す

煙突

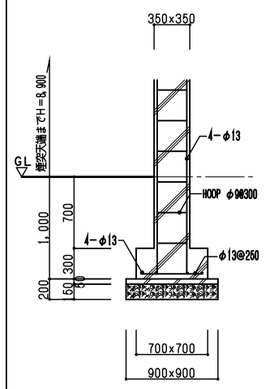

排気塔

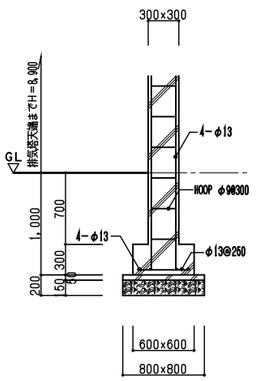

凡例	基礎伏図		スラブ伏図	
	⊟	床下換気口（鋳鉄製W300×H150）	▨	シンダーコンクリートt＝100（無筋）
	⊡	換気フード（SUS製100φ）	▨	シンダーコンクリートt＝200（無筋）

北海道労働局円山宿舎解体工事

基礎伏図・スラブ伏図・基礎リスト　S＝図示　A-16

北海道労働局総務部

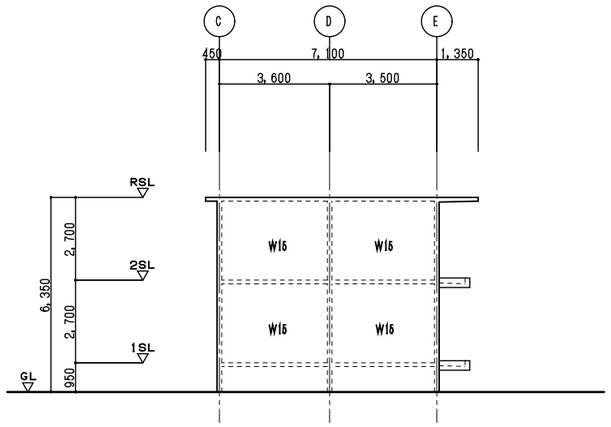

1通 軸組図　S=1／100

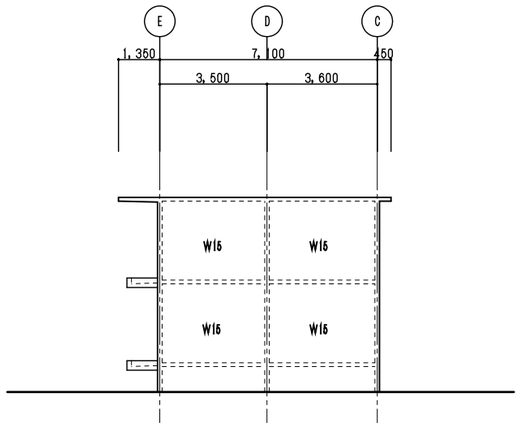

5通 軸組図　S=1／100

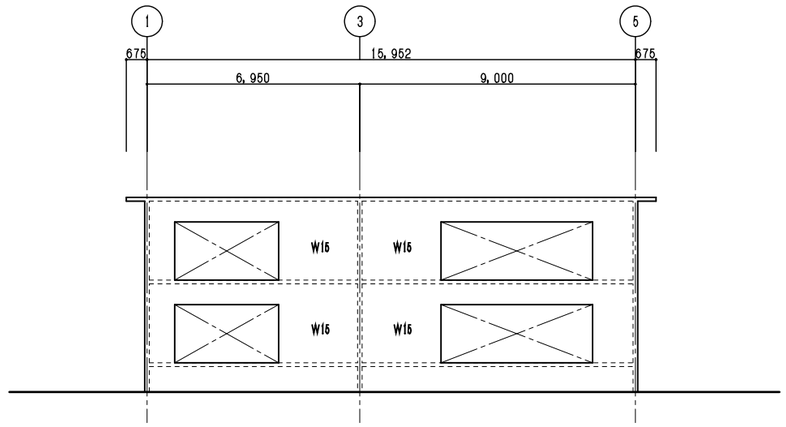

D通 軸組図　S=1／100

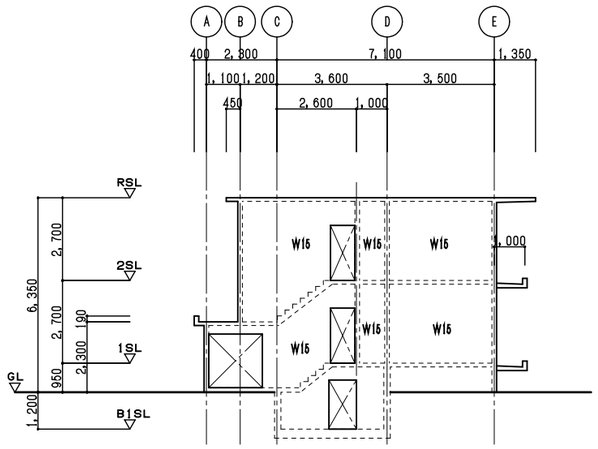

3・4通 軸組図　S=1／100

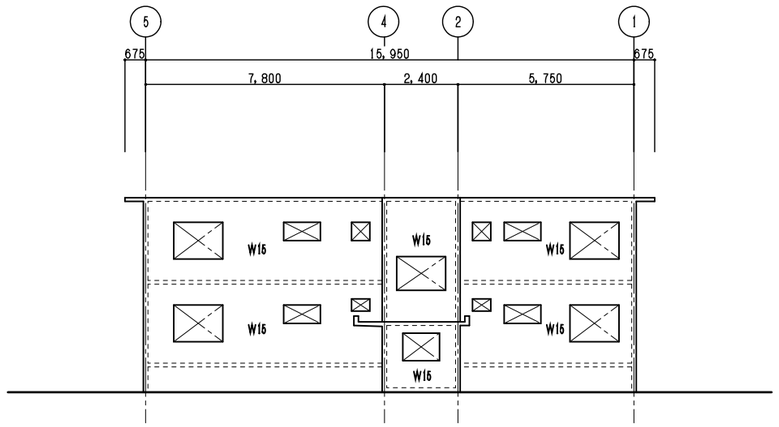

A～C通 軸組図　S=1／100

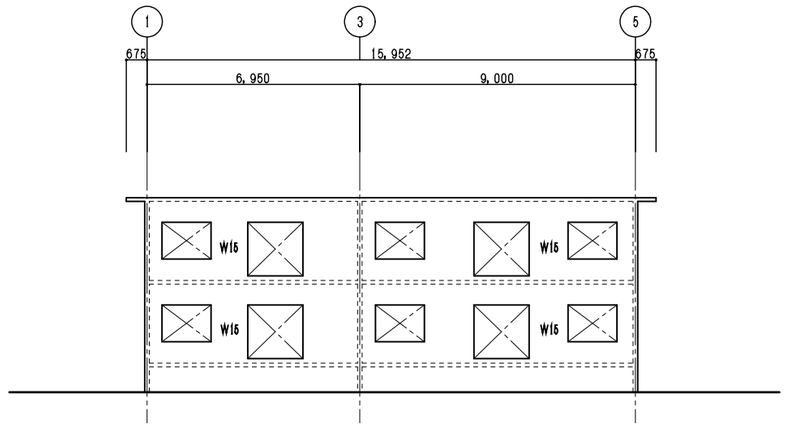

E通 軸組図　S=1／100

北海道労働局円山宿舎解体工事	
軸組図　S=1／100	A-17
北海道労働局総務部	

■ 梁リスト

階	符号	RG1		RG2		RG3						B1			
	位置	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央
R階	断面	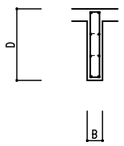													
	B × D	150×700		150×700		150×700						100×700			
	上端筋	2-φ13		2-φ13		2-φ13						1-φ13			
	下端筋	2-φ13		2-φ13		2-φ13						1-φ13			
	STR	φ9@200		φ9@200		φ9@200						φ9@200			
	腹筋	4-φ9		4-φ9		4-φ9						φ9@200(ヨコ)			
2階	符号	2G1		2G2		2G3		2G4							
	位置	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央
	断面	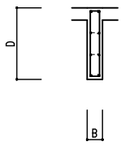													
	B × D	150×700		150×700		150×700		150×300							
	上端筋	2-φ13		2-φ19		2-φ19		2-φ19							
	下端筋	2-φ13		2-φ16		2-φ16		2-φ16							
	STR	φ9@200		φ9@200		φ9@200		φ9@200							
	腹筋	4-φ9		4-φ9		4-φ9									
階	符号														
	位置	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央
	断面														
	B × D														
	上端筋														
	下端筋														
	STR														
	腹筋														
階	符号														
	位置	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央	両端	中央
	B × D														
	上端筋														
	下端筋														
	STR														
	腹筋														

■ スラブリスト

符号	厚さ	位置	短辺方向 端部	短辺方向 中央	長辺方向 端部	長辺方向 中央
S1	120	上端筋	φ9@150	—	φ9@250	—
		下端筋	φ9@300	φ9@150	φ9@500	φ9@250
S2	120	上端筋	φ9@150	—	φ9@250	—
		下端筋	φ9@300	φ9@150	φ9@500	φ9@250
S3	120	上端筋	φ9@200	—	φ9@300	—
		下端筋	φ9@400	φ9@200	φ9@600	φ9@300
S4	120	上端筋	φ9@200	—	φ9@300	—
		下端筋	φ9@400	φ9@200	φ9@600	φ9@300
S5	120	上端筋	φ9@200	—	φ9@300	—
		下端筋	φ9@600	φ9@200	φ9@600	φ9@300
S6	120	上端筋	φ9@200	—	φ9@300	—
		下端筋	φ9@600	φ9@200	φ9@600	φ9@300
CS1	120~150	上端筋	φ9@200	φ9@200	φ9@300	φ9@300
		下端筋	φ9@600	φ9@600	φ9@300	φ9@300
CS2	120	上端筋	φ9@200	φ9@200	φ9@300	φ9@300
		下端筋	φ9@600	φ9@600	φ9@300	φ9@300
CS3	120~150	上端筋	φ9・φ13@200	φ9・φ13@200	φ9@300	φ9@300
		下端筋	φ9@250	φ9@250	φ9@300	φ9@300
FS0	300	上端筋	φ16@400	φ16@200	φ13@400	φ13@200
		下端筋	φ16@200	φ16@300	φ13@200	φ13@300
S0	120		φ9@200		φ9@200	

■ 壁リスト

階	符号		W15	W10
2階	断面			
	縦筋		φ9@200(W)	φ9@200
	横筋		φ9@200(W)	φ9@200
	開口補強	タテ	2-13φ	2-13φ
		ヨコ	2-13φ	2-13φ
		斜め	1-13φ	1-13φ
1階	符号		W15	W10
	断面			
	縦筋		φ9@200(W)	φ9@200
	横筋		φ9@200(W)	φ9@200
	開口補強	タテ	2-13φ	2-13φ
		ヨコ	2-13φ	2-13φ
		斜め	1-13φ	1-13φ
	符号			
	断面			
	縦筋			
	横筋			
	開口補強	タテ		
		ヨコ		
		斜め		

北海道労働局円山宿舎解体工事

梁・スラブ・壁リスト　S=1/30　A-18

北海道労働局総務部

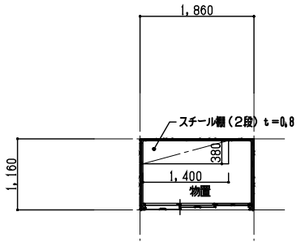

平面図　S＝1／50

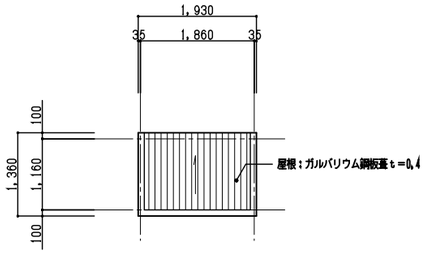

屋根伏図　S＝1／50

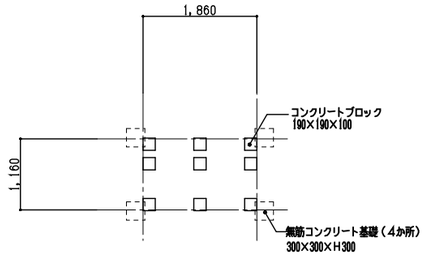

基礎伏図　S＝1／50

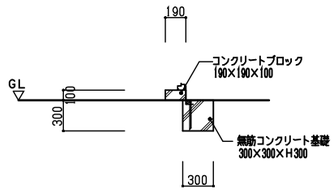

CB基礎

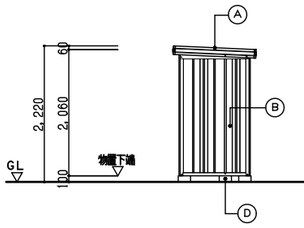

東立面図　S＝1／50

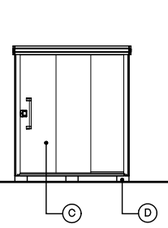

南立面図　S＝1／50

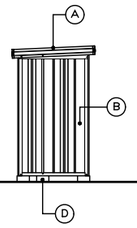

西立面図　S＝1／50

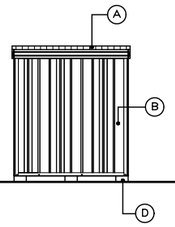

北立面図　S＝1／50

面積表	
建築面積	1,860 × 1,160 ＝ 2.16m2
延べ面積	1,860 × 1,160 ＝ 2.16m2

構造概要		内部仕上	
躯　体	軽量鉄骨プレハブ造	床	スチールスパンドレルt＝0.5
		巾　木	―
外部仕上		壁	―
基　礎	コンクリートブロック	天　井	―
屋　根	ガルバリウム鋼板葺t＝0.4	回り縁	―
外　壁	ガルバリウム鋼板張t＝0.5	天井高	直　天
軒　天	ガルバリウム鋼板裏面表し		

凡例	立面図			
	Ⓐ	ガルバリウム鋼板葺t＝0.4	Ⓓ	コンクリートブロック　190×190×100
	Ⓑ	ガルバリウム鋼板張t＝0.5		
	Ⓒ	スチール製引戸　W1,050×H1,900		

北海道労働局円山宿舎解体工事

物置　平面図・立面図・伏図・仕上表　S＝1／50　A-19

北海道労働局総務部

■解体前

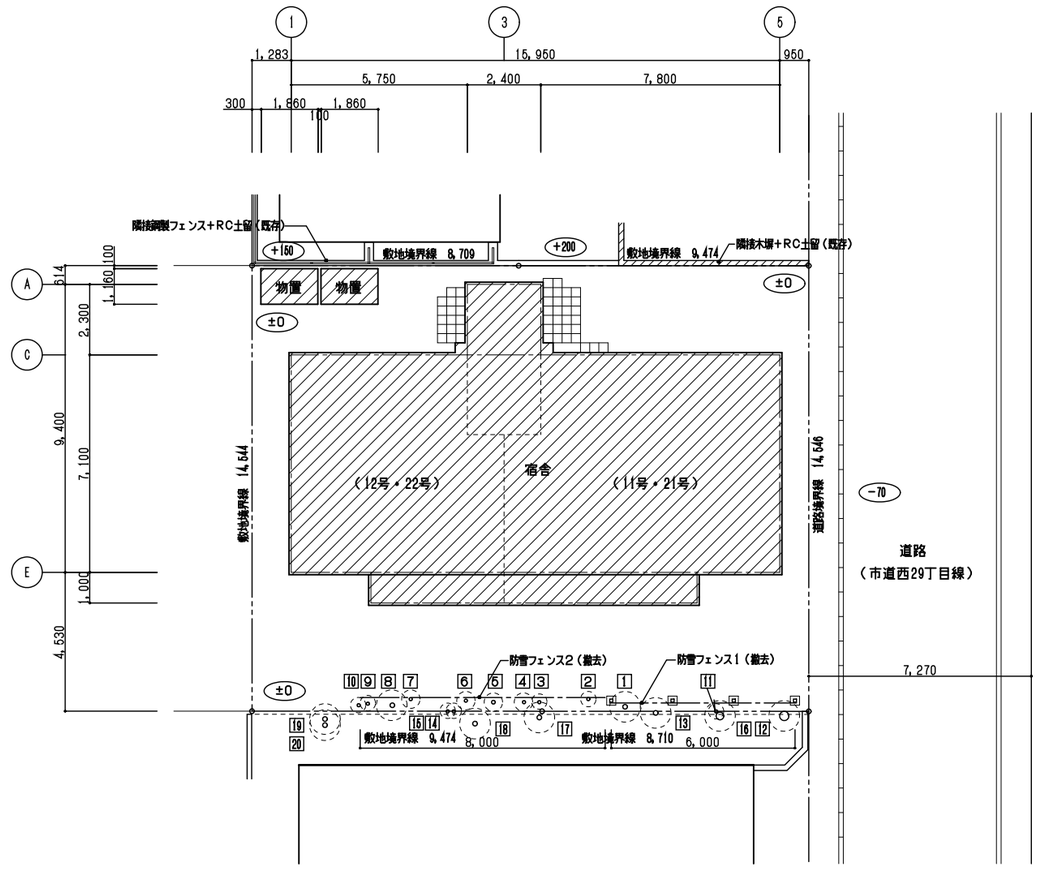

外構図（解体前）　S＝1／100

＊樹木伐採抜根の取扱いについて、施工前に監督員との協議を要する。
＊樹木抜根に際し、隣接地への影響を最低限とするよう配慮すること
（抜根は敷地内でカットすること）

■解体後

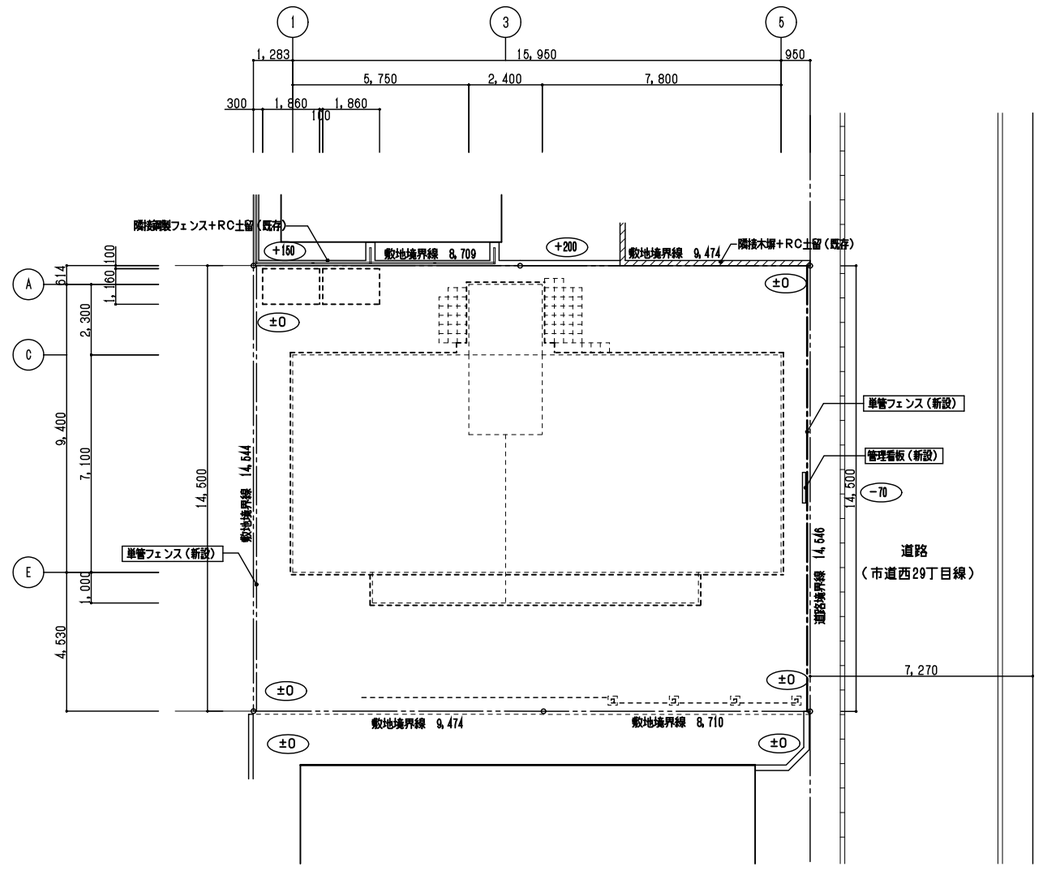

外構図（解体後）　S＝1／100

＊建物とりこわし後、現況GLまで埋戻しを行うこと

管理看板（新設）　S＝1／10　S＝1／30

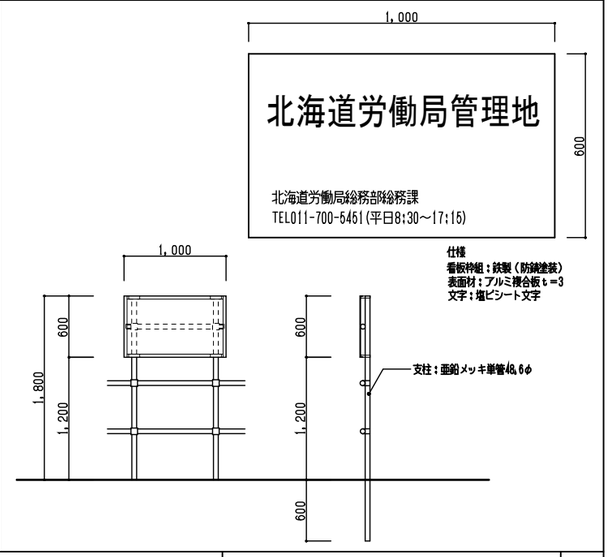

植栽リスト（伐採抜根）

（単位：m）

符号	名称	H	幹周	葉張	符号	名称	H	幹周	葉張
1	イチイ	5.0	0.5	―	12	マツ	7.0	0.8	―
2	イチイ	2.0	0.3	―	13	イチイ	6.0	0.5	―
3	イチイ（枯）	2.0	0.2	―	14	イチイ	2.0	0.2	―
4	イチイ	4.0	0.2	―	15	イチイ	3.0	0.2	―
5	イチイ	3.5	0.4	―	16	モミジ	8.0	0.9	―
6	イチイ	4.0	0.2	―	17	イチイ	7.0	0.4	―
7	イチイ	4.0	0.2	―	18	イチイ	7.0	0.5	―
8	イチイ	5.0	0.5	―	19	イチイ	7.0	0.5	―
9	イチイ	3.0	0.2	―	20	イチイ	7.0	0.5	―
10	イチイ	2.5	0.2	―					
11	イチイ	2.0	0.2	―					

単管フェンス（新設）　S＝1／30

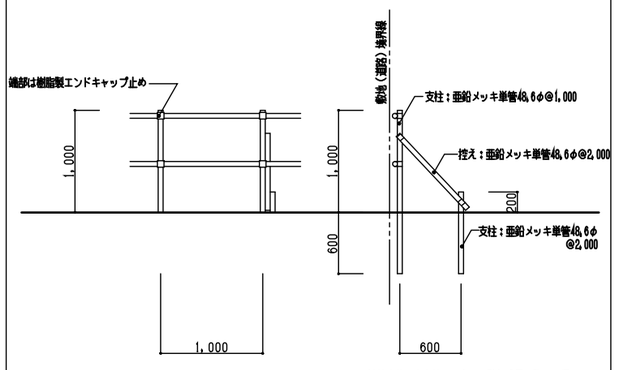

＊接続金物は安全性に配慮し、監督職員の許可を得ること

凡例

外構図（撤去）

防雪フェンス1（撤去）		とりこわし建物を示す	
防雪フェンス2（撤去）			
植栽（伐採抜根）			

外構図（新設）

単管フェンスH1,000（新設）　L＝29.0m	
管理看板W1,000×H600（新設）	

北海道労働局円山宿舎解体工事	
外構図（解体前・解体後）　S＝図示	A-20
北海道労働局総務部	

防雪フェンス1（撤去）　S＝1／30

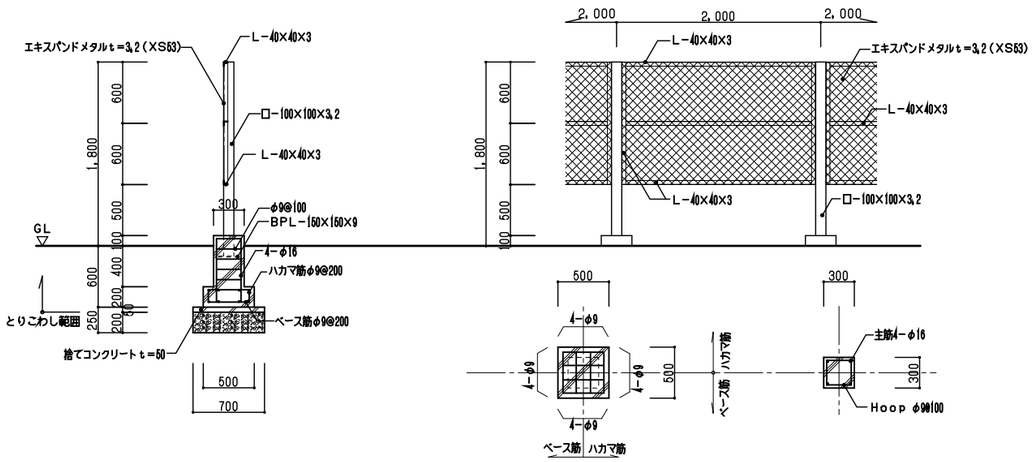

防雪フェンス2（撤去）　S＝1／30

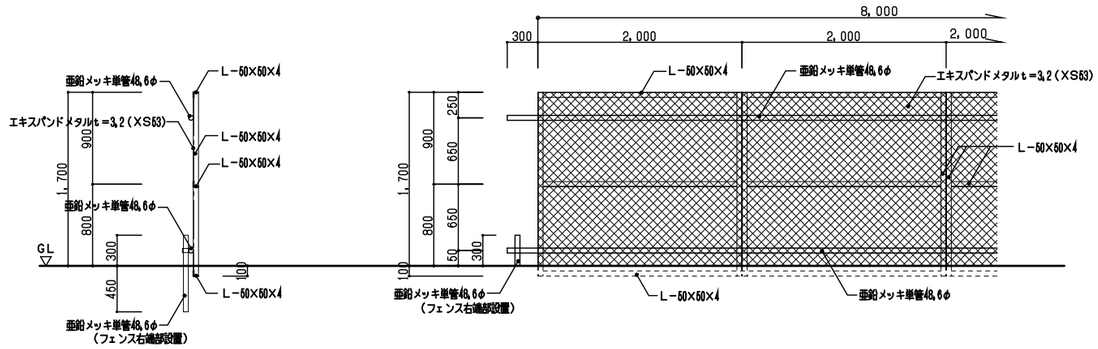

北海道労働局円山宿舎解体工事	
外構詳細図（解体前）　S＝図示	A-21
北海道労働局総務部	

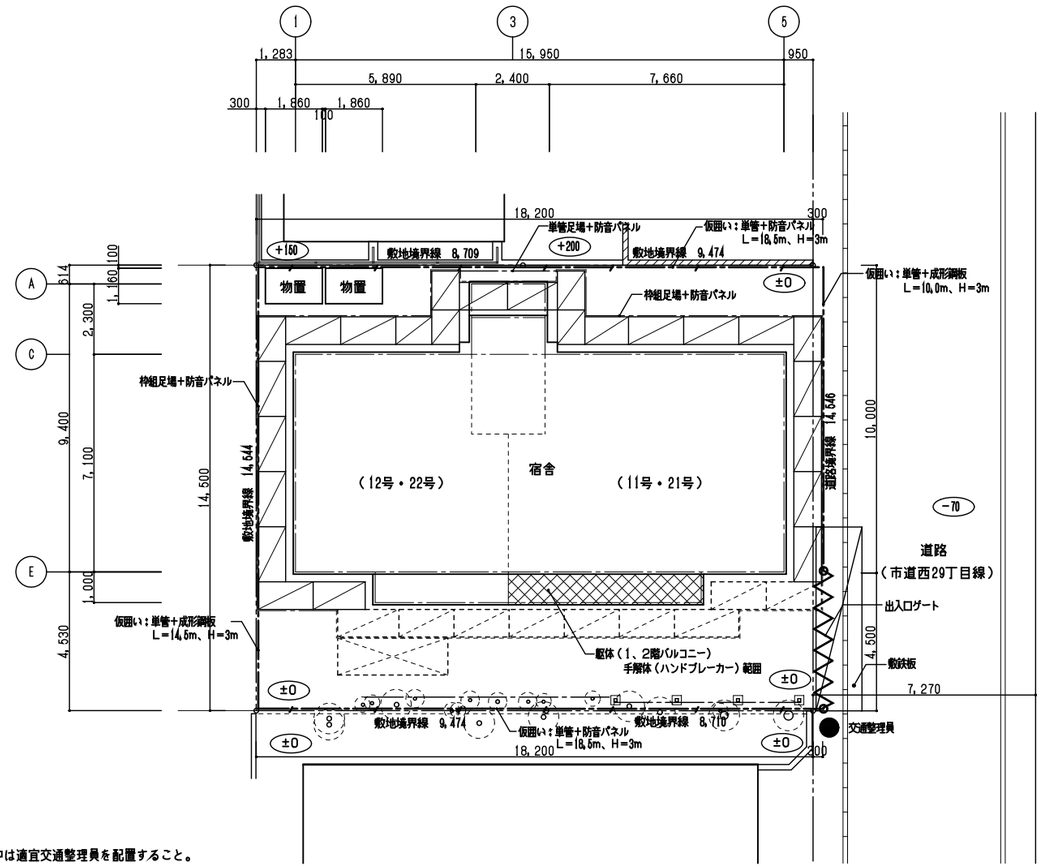

＊解体作業中は適宜交通整理員を配置すること。

仮設計画図　S＝1／100

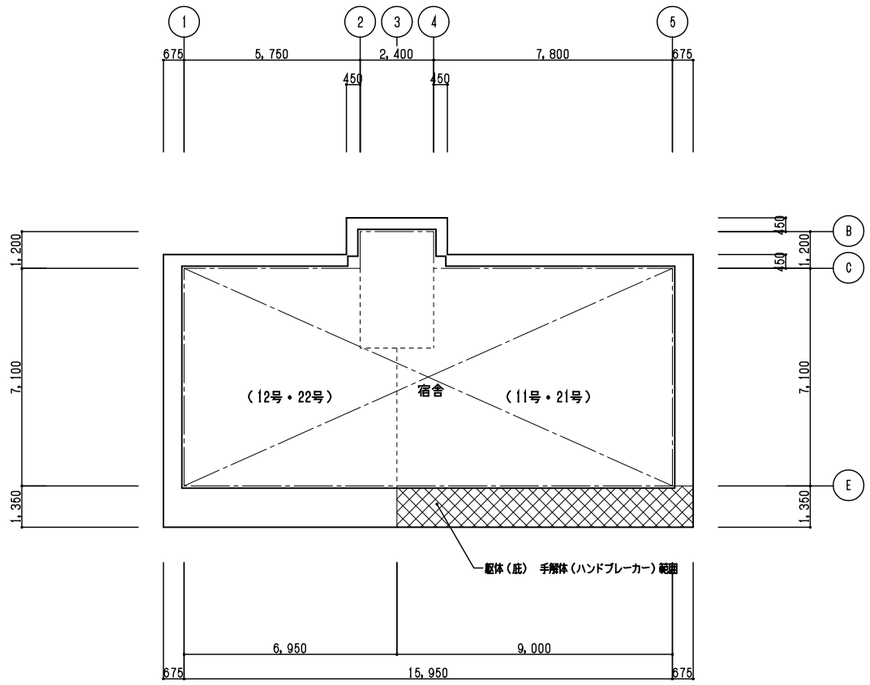

R階庇スラブ伏図　S＝1／100

凡例											
	仮囲い（単管＋成形鋼板）H＝3m		出入口ゲート（クロスゲート）W＝4.5m　H＝1.8m程度		枠組足場900枠（手摺先行）　防音パネル		とりこわし建物を示す			北海道労働局円山宿舎解体工事	
	仮囲い（単管＋防音パネル）H＝3m		敷鉄板6,000×1,500×22		単管足場　防音パネル		躯体（手解体（ハンドブレーカー）範囲			仮設計画図（参考図）　S＝1／100	A-22
			交通整理員		※足場等設置に際しては、必要に応じて道路占用許可、道路使用許可を提出のうえ施工のこと。					北海道労働局総務部	

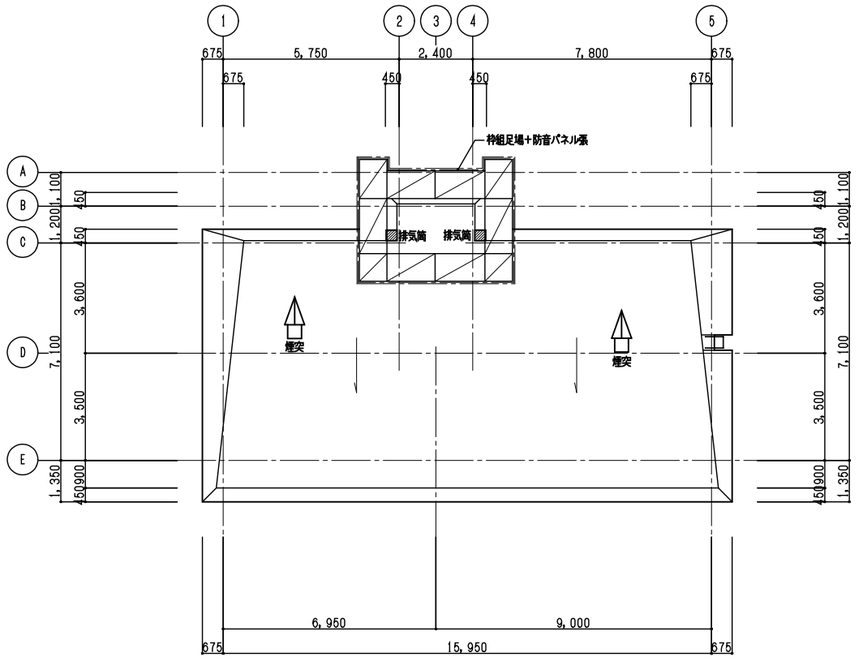

屋根仮設足場設置図　S＝1／100

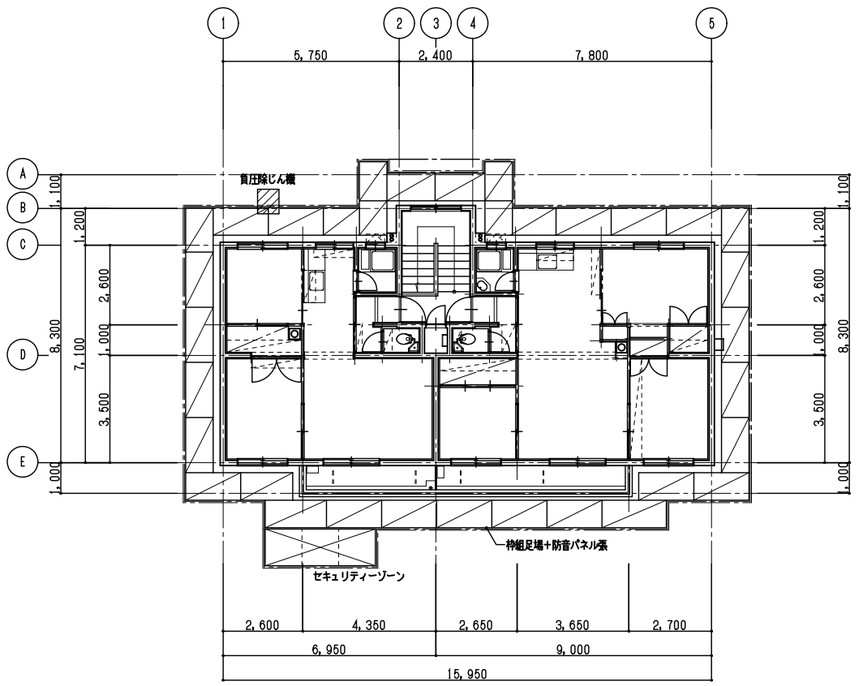

各階仮設足場設置図　S＝1／100

外壁アスベスト解体工事の作業方法

■外壁石綿含有塗材除去（集塵装置付サンダーケレン工法（隔離養生））

・適用範囲

樹脂系塗材吹付仕上げの外壁のうち、次の外壁について適用する。

樹脂系塗材吹付仕上げにアスベストが含有しない場合で、下地調整材にアスベストが含有する場合

1　足場

・枠組本足場（手すり先行方式）枠幅９００とする。

・足場緊ぎアンカーを施工する場合は下記の方法で行う。

　1　作業前に散水する

　2　散水しながら穿孔する

　※上記アンカー作業時に直近風下にてアスベスト粉塵濃度測定を行う。

　※基準値＝１．０ｆ／Ｌ

・足場は塗膜の除去が完了するまで存置とする。

2　仮設作業室

・作業室の作業床はブルーシートとコンパネ敷き、屋根はコンパネ張りとする。

・作業室内の床はプラスチックシート0.15mm二重張り、壁、天井はプラスチックシート0.10mm一重張りとし、負圧除塵装置を設置する。

・作業室の撤去はアスベスト粉塵濃度測定の値が基準値以下であることを確認してから行う。

・事前清掃、最終清掃はＨＥＰＡフィルター付真空掃除機で行う。

3　セキュリティルーム（前室、洗身室、更衣室）

・エアシャワーを洗身室に設置すること。

・作業室から外部への出入の際には、保護衣等に付着した粉じんを外部に持ち出さないよう措置を講じること。

（前室で高性能真空掃除機を用いて保護衣等を吸引する。）

4　石綿含有塗材吹付けの除去方法

・撤去に先立ち、粉じん飛散抑制剤等を塗布する。

・壁面の石綿含有塗材（上塗材、下地調整塗材）はサンダーケレン工法にて除去を行う。

サンダーは集じん機能付（サンダーにダストカバー付）を使用し、削りかす粉塵等に集じん機に吸い取る方法を使用する。

・石綿含有塗材を剥離し、粉化物・付着材等は高圧水洗機を使用して除去し、清掃が完了してから、飛散防止剤を塗布する。

5　保護具

(1)呼吸用保護具　：　防塵マスク（レベル１対応品）とする。

(2)保護衣　：　保護衣とする。

6　粉じん濃度測定

除去及び補修作業に関わるアスベスト粉じん濃度測定を行う。（下記各１点）

（１）足場壁つなぎアンカー施工時の直近風下

（２）塗材除去作業中の直近外周

（３）塗材除去作業中のセキュリティルーム（前室）出入口

（４）塗材除去作業中の負圧除塵機排出口

（５）作業後養生解体前の作業室内

7　仮設作業室撤去の手順

(1)作業室内は高性能真空掃除機等を用いて清掃する。

(2)作業室内に水等を空中散布する。

(3)作業室内でアスベスト粉じん濃度測定を実施する。※前項（５）

(4)アスベスト粉じん濃度測定結果が　1.0f/L　以下であることを確認して仮設作業室を撤去する。

※アスベスト粉じん濃度が1.0f/Lを超えた場合は、(1)(2)(3)の手順を再度行い、作業室内のアスベスト粉じん濃度が1.0f/L以下になったことを確認してから撤去する。

8　産業廃棄物処理

・撤去した下地調整材（塗材含）は非飛散性アスベストとして処理する。

・石綿含有廃棄物は袋詰めｔ0.15のうえ二重梱包とする。

9　届出等

アスベスト含有の下地調整材は特定建築材料に該当しないため、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく届出は不要である。

■排気筒除去（人力解体（隔離養生））

・排気筒側面のコンクリートを電動ピック等で斫り取り、石綿含有管を撤去し廃石綿専用袋（透明袋二重）に入れ、一時保管場所に保管する。

・作業時には保護衣、保護マスク等はレベル１対応品を使用する。

・石綿含有管撤去作業中は飛散抑制剤を散布しながら作業を行う。

・撤去した石綿含有管は非飛散性アスベストとして処理する。

・除去及び補修作業に関わるアスベスト粉じん濃度測定を行う。（下記各１点）

（１）作業後養生解体前の作業室内

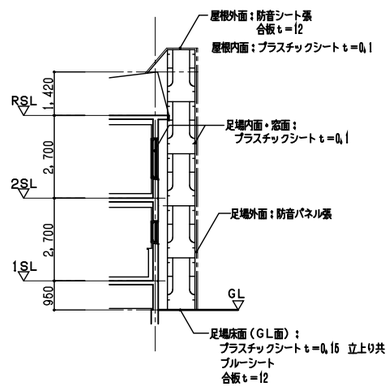

■外壁コンクリート打放し面（外壁、軒天）

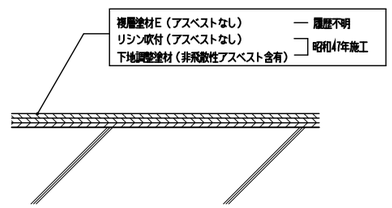

凡例												
	枠組足場900枠（手摺先行）　防音パネル		セキュリティーゾーン（更衣室・エアシャワー室・前室）W1,200×D3,600×H2,500程度							北海道労働局円山宿舎解体工事		
	単管足場　防音パネル		負圧除じん機							外壁アスベスト・仮設計画図（参考図）　S＝1／100		A-23
										北海道労働局総務部		

案内図　S=NON

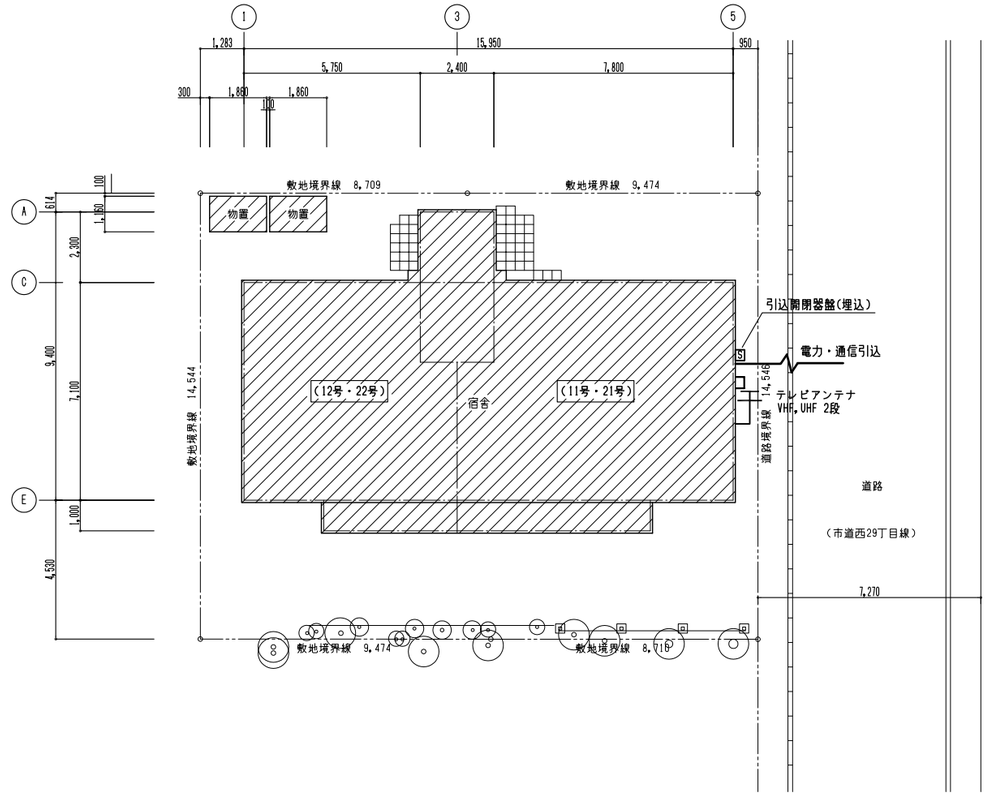

配置図　S=1/100

特記

・テレビアンテナは建物解体前に撤去する。

北海道労働局円山宿舎解体工事	
電気設備　案内図・配置図　S=1/100	E-01
北海道労働局総務部	

住居部 撤去機器表 （サイズ・質量は参考、材質は特記なき場合は金属製）

1階 11号

	機器名称	摘要	材質・サイズ・質量		玄関ホール	便所	居間	台所	浴室	和室1	和室2	和室3			計
照明器具	蛍光灯シーリングライト	FL20W×4	カバー： 樹脂製	5.5kg			-								-
	キッチンライト	FL15W×1	本体： 樹脂製	1.5kg				1							1
	白熱灯ペンダント	IL60W×1	本体： 樹脂製	1.5kg				1							1
	白熱灯シーリングライト A	IL40W×1	グローブ：ガラス製	1.5kg	1										1
	白熱灯シーリングライト B	IL40W×1	本体： 樹脂製	0.4kg		1									1
	白熱灯シーリングライト C	IL60W×1	グローブ：樹脂製	0.6kg					1						1
	蛍光灯ペンダント A	FCL32W+30W	本体： 樹脂製	3.3kg								1			1
	蛍光灯ペンダント B	FCL30W+30W	本体： 樹脂製	3.0kg						1					1
分電盤	住宅用分電盤	主幹：2P30A×1 分岐：2P20A×2	樹脂製（露出） 150×60×230	1.9kg	1										1
その他	住宅用火災警報器		樹脂製	0.13kg				1		1	1	1			4
	ガス漏れ警報器		樹脂製	0.50kg				1							1
	呼出チャイム		樹脂製	0.25kg				1							1

1階 12号

	機器名称	摘要	材質・サイズ・質量		玄関ホール	便所	居間	台所	浴室	和室1	和室2				計
照明器具	蛍光灯シーリングライト	FL20W×4	カバー： 樹脂製	5.5kg			1								1
	キッチンライト	FL15W×1	本体： 樹脂製	1.5kg				1							1
	白熱灯ペンダント	IL60W×1	本体： 樹脂製	1.5kg				1							1
	白熱灯シーリングライト A	IL40W×1	グローブ：ガラス製	1.5kg	1										1
	白熱灯シーリングライト B	IL40W×1	本体： 樹脂製	0.4kg		1									1
	白熱灯シーリングライト C	IL60W×1	グローブ：樹脂製	0.6kg					1						1
	蛍光灯ペンダント A	FCL32W+30W	本体： 樹脂製	3.3kg							1				1
	蛍光灯ペンダント B	FCL30W+30W	本体： 樹脂製	3.0kg						1					1
分電盤	住宅用分電盤	主幹：2P30A×1 分岐：2P20A×2	樹脂製（露出） 150×60×230	1.9kg	1										1
その他	住宅用火災警報器		樹脂製	0.13kg				1		1	1				3
	ガス漏れ警報器		樹脂製	0.50kg				1							1
	呼出チャイム		樹脂製	0.25kg				1							1

2階 21号

	機器名称	摘要	材質・サイズ・質量		玄関ホール	便所	居間	台所	浴室	和室1	和室2	和室3			計
照明器具	蛍光灯シーリングライト	FL20W×4	カバー： 樹脂製	5.5kg			1								1
	キッチンライト	FL15W×1	本体： 樹脂製	1.5kg				1							1
	白熱灯ペンダント	IL60W×1	本体： 樹脂製	1.5kg				-							-
	白熱灯シーリングライト A	IL40W×1	グローブ：ガラス製	1.5kg	1										1
	白熱灯シーリングライト B	IL40W×1	本体： 樹脂製	0.4kg		1									1
	白熱灯シーリングライト C	IL60W×1	グローブ：樹脂製	0.6kg					1						1
	蛍光灯ペンダント A	FCL32W+30W	本体： 樹脂製	3.3kg											-
	蛍光灯ペンダント B	FCL30W+30W	本体： 樹脂製	3.0kg											-
	電球形蛍光灯ペンダント	電球形15W×3	本体： 樹脂製	3.0kg								1			1
分電盤	住宅用分電盤	主幹：2P30A×1 分岐：2P20A×2	樹脂製（露出） 150×60×230	1.9kg	1										1
その他	住宅用火災警報器		樹脂製	0.13kg				1		1	1	1			4
	ガス漏れ警報器		樹脂製	0.50kg				1							1
	呼出チャイム		樹脂製	0.25kg				1							1

2階 22号

	機器名称	摘要	材質・サイズ・質量		玄関ホール	便所	居間	台所	浴室	和室1	和室2				計
照明器具	蛍光灯シーリングライト	FL20W×4	カバー： 樹脂製	5.5kg			-								-
	キッチンライト	FL15W×1	本体： 樹脂製	1.5kg				1							1
	白熱灯ペンダント	IL60W×1	本体： 樹脂製	1.5kg				1							1
	白熱灯シーリングライト A	IL40W×1	グローブ：ガラス製	1.5kg	1										1
	白熱灯シーリングライト B	IL40W×1	本体： 樹脂製	0.4kg		1									1
	白熱灯シーリングライト C	IL60W×1	グローブ：樹脂製	0.6kg					1						1
	蛍光灯ペンダント A	FCL32W+30W	本体： 樹脂製	3.3kg											-
	蛍光灯ペンダント B	FCL30W+30W	本体： 樹脂製	3.0kg											-
分電盤	住宅用分電盤	主幹：2P30A×1 分岐：2P20A×2	樹脂製（露出） 150×60×230	1.9kg	1										1
その他	住宅用火災警報器		樹脂製	0.13kg				1		1	1				3
	ガス漏れ警報器		樹脂製	0.50kg				1							1
	呼出チャイム		樹脂製	0.25kg				1							1

共用部 撤去機器表 （サイズ・質量は参考、材質は特記なき場合は金属製）

	機器名称	摘要	材質・サイズ・質量			ポーチ	地階階段室	物置1	物置2	物置3	物置4	1階階段室	2階階段室			外壁	計
照明器具	露出形蛍光灯	FL20W×1	本体：金属製	1.2kg			1					1	1				3
	露出形カバー付蛍光灯	FL20W×1	カバー：樹脂製	1.6kg								1					1
	露出形カバー付蛍光灯	FCL30W×1	カバー：樹脂製	2.5kg		1											1
	白熱灯シーリングライトA	IL40W×1	グローブ：ガラス製	1.5kg				1	-	1	-						2
テレビ受信用機器	テレビアンテナ	VHF,UHF 2段	本 体：金属製	12.5kg												1	1
	アンテナマスト	50A鋼管	壁面支持	50kg												1	1
	テレビ機器収容盤	BS/UV-1	金属製 300×300×150	7.5kg									1				1

照明器具姿図

蛍光灯シーリングライト

FL20W×4

キッチンライト

FL15W×1

白熱灯ペンダント

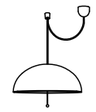

（参考）

IL60W×1

電球形蛍光灯ペンダント

（参考）

EFA15W×3

白熱灯シーリングライト A

IL40W×1

白熱灯シーリングライト B

IL40W×1

白熱灯シーリングライト C

IL60W×1

蛍光灯ペンダント A

（参考）

FCL32W+30W

蛍光灯ペンダント B

（参考）

FCL30W+30W

露出形蛍光灯

FL20W×1

露出形カバー付蛍光灯 A

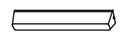

FL20W×1

露出形カバー付蛍光灯 B

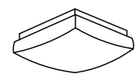

FCL30W×1

住宅用分電盤

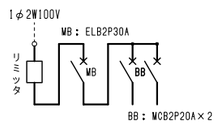

特記

・ 表中の機器は，躯体解体前に撤去する．

北海道労働局円山宿舎解体工事	
撤去 数量一覧表 S=NON	E-02
北海道労働局総務部	

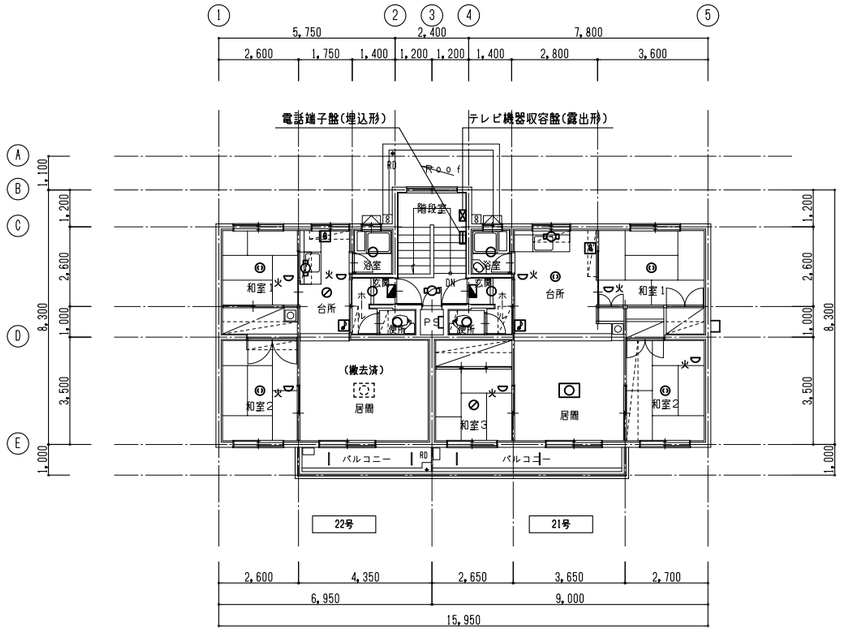

2階平面図　S=1/100

凡　例		
記　号	機 器 名 称	備　考
	住宅用分電盤	
	蛍光灯	シーリングライト
	〃	〃
	〃	〃
	白熱灯	シーリングライト
	蛍光灯・白熱灯	コードペンダント
	引掛シーリング	器具なし
	呼び出しチャイム	AC 100V
火	住宅用火災警報器	
	ガス漏れ検知器	

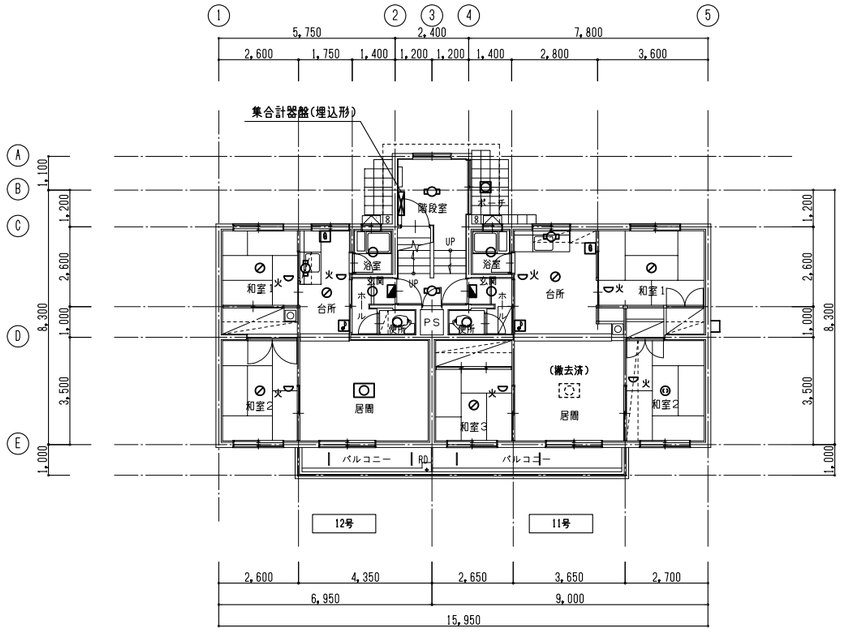

1階平面図　S=1/100

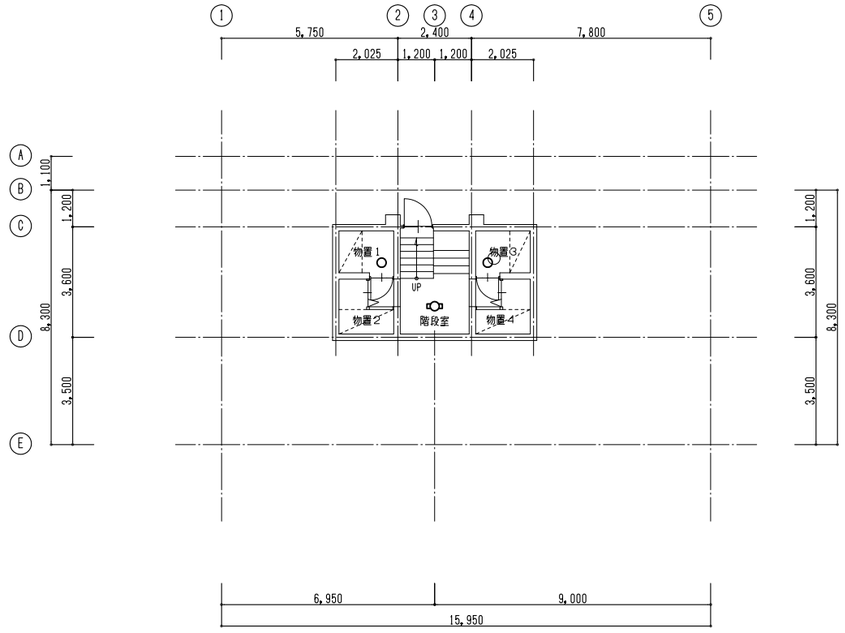

地下1階平面図　S=1/100

特記
(1) 図示の機器を先行撤去する。(埋込形盤は除く)
(2) 記入なき配線器具および配線等は建物と一括撤去する。

北海道労働局円山宿舎解体工事	
電気設備　平面図　S=1/100	E-03
北海道労働局総務部	

案内図　S=NON

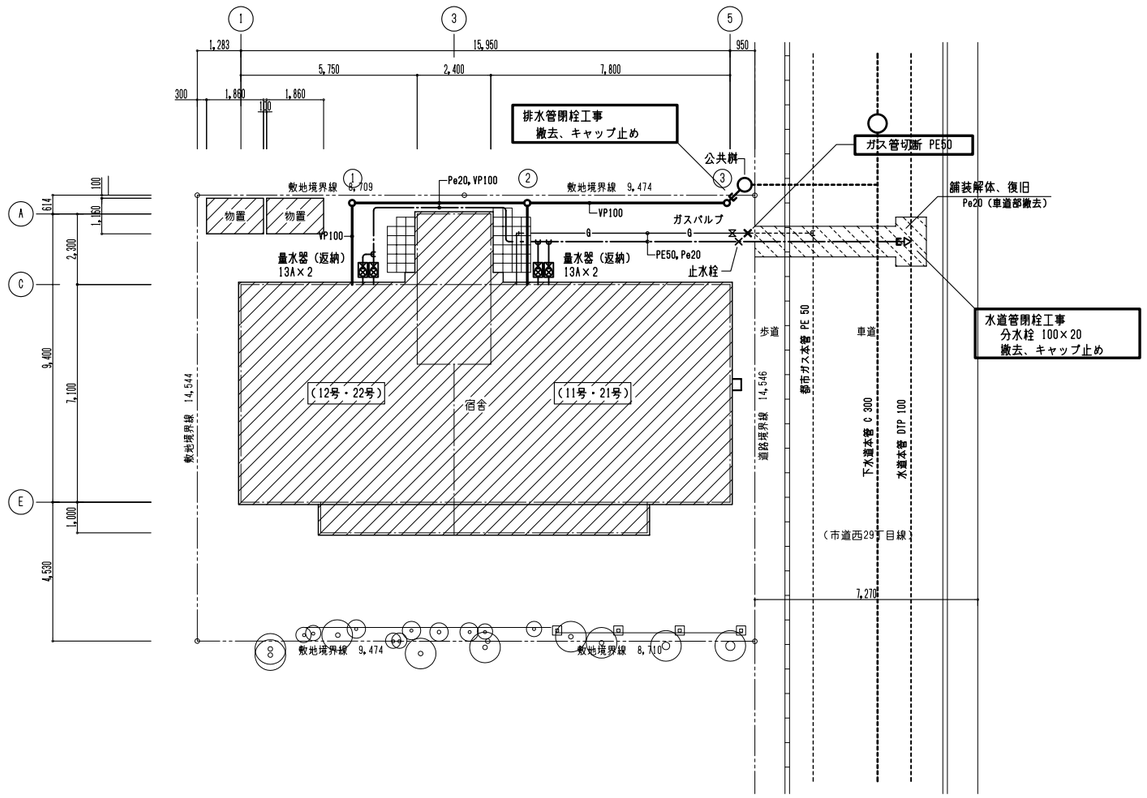

配置図　S=1/100

撤去機器一覧表　（サイズ・質量は参考、材質は特記なき場合は金属製）

	機器名称	摘要	材質・サイズ・質量	（参考）	部屋番号 11号	12号	21号	22号	物置	屋外	計
住戸内設備	洋風便器	腰掛式	陶器製	10.3kg	1	1	1	1			4
	洗浄タンク	隅付ロータンク	陶器製	16.5kg	1	1	1	1			4
	同上洗浄便座	ウォシュレット	樹脂製　TCF6021	5.0kg	1	1	1	1			4
	壁掛手洗器	隅付	陶器製	6.4kg			1				1
	瞬間湯沸器	壁掛型	5号 元止め式	6.0kg	1	1	1	1			4
	ガス風呂釜	シャワー付き	給排気トップ共	28 kg	1	1	1	1			4
	台所換気扇	壁付	200φ	3.0kg	1	1	1	1			4
	電動水抜栓操作器	壁付　1台用		0.6kg	1	1	1	1			4
共用部	量水器	札幌市返納	13A　量水器筐(鋳鉄)共	30.5kg						4	4
	電動水抜栓		20A	1.5kg					4		4
	排水ポンプ	自動型	100V	6.0kg					1		1
	ガスメータ	ガス会社撤去			1	1	1	1			4
	物置換気扇	パイプファン	100φ	1.3kg					2		2

撤去配管材料　（屋内配管は建物解体に含む）

記号	管名称	管種類	保温材
——·——	屋外給水管	水道用ポリエチレン管（Pe）	
	屋内給水管	水道用亜鉛メッキ鋼管	ポリスチレンフォーム
————	屋外排水管	硬質塩化ビニル管（VP）	
	屋内排水管	硬質塩化ビニル管（VP）	グラスウール
——G——	屋外ガス管	ポリエチレン管（PE）	
	屋内ガス管	配管用炭素鋼鋼管（白）	

撤去排水桝一覧表（桝深さは参考）

記号	名称	材質	桝径(mm)	桝深さ(mm)	蓋	備考
①	汚水桝	樹脂製	150φ	600	樹脂150φ	
②	〃	〃	150φ	660	〃	
③	〃	〃	150φ	730	〃	
㊋	公共桝	コン製	450φ	-		

特記
・図示の埋設水道管・排水管・ガス管および付属品を撤去する。
・水道メータは札幌市に返納する。
・各戸ガスメータはガス会社にて撤去する。

北海道労働局円山宿舎解体工事
機械設備 案内図・配置図・屋外配管図ほか S=1/100　M-01
北海道労働局総務部

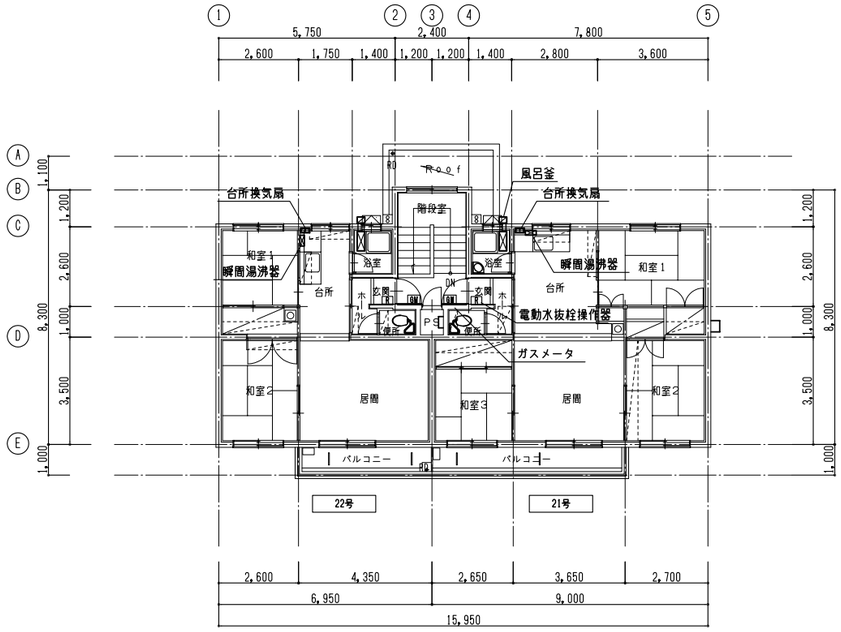

2階平面図　S=1/100

凡例

記号	機器名称	仕様	適用
	洋風便器	腰掛型 隅付ロータンク 洗浄便座付	撤去
	壁付手洗器	隅付型	撤去
	風呂釜	バランス型　シャワー付	撤去
	瞬間湯沸器	5号 元止め式	撤去
	台所換気扇	壁付 羽根径 200φ	撤去
	物置換気扇	パイプファン 100φ	撤去
	量水器	13A	撤去返納
	電動水抜栓	20A	撤去
	電動水抜栓操作器	1台用	撤去
	ガスメータ		ガス会社撤去

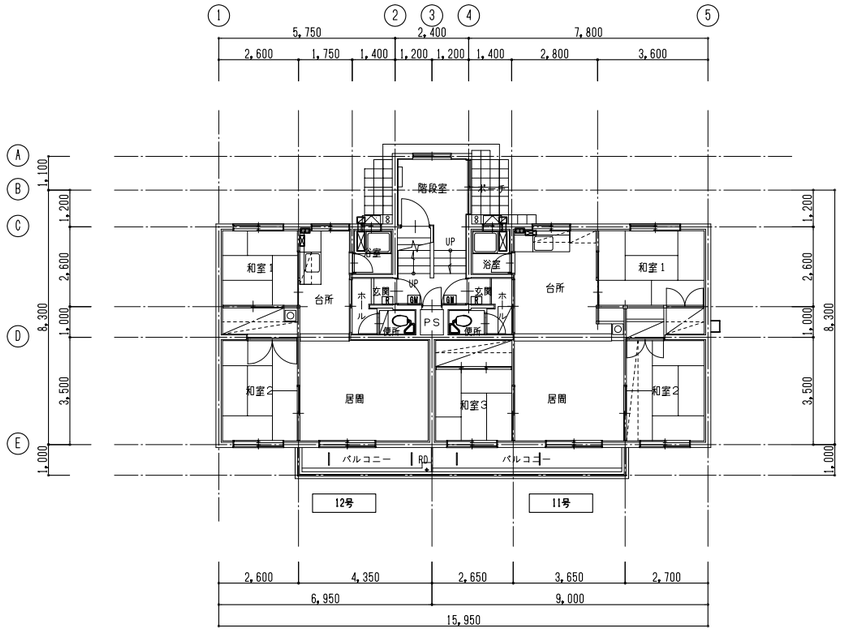

1階平面図　S=1/100

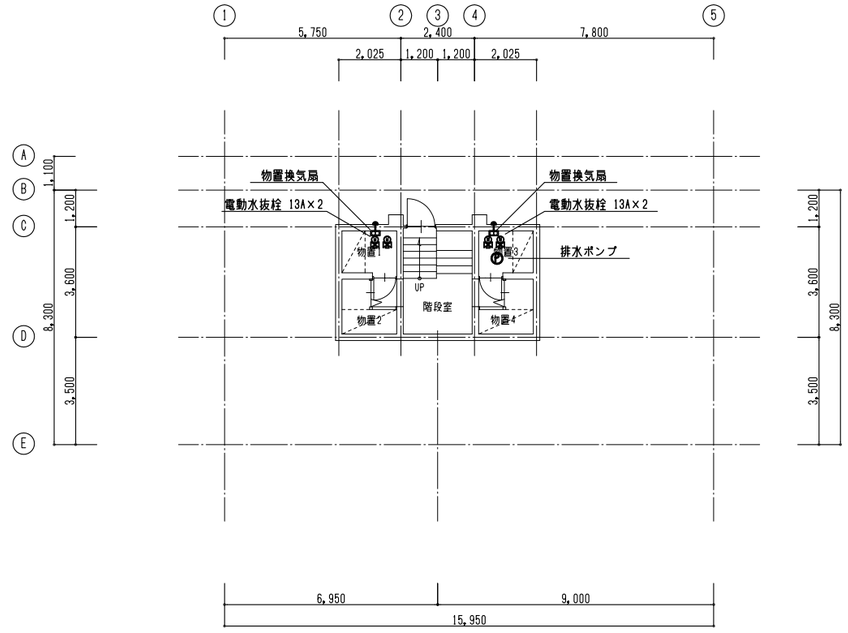

地下1階平面図　S=1/100

特記
・図示の機器を先行撤去する。
・図面に記載なきバルブ、配管等は建物と一括撤去とする。

北海道労働局円山宿舎解体工事		
機械設備　平面図	S=1/100	M-02
北海道労働局総務部		